

広報 **みぶ** [KOHO-MIBU]

2022
JANUARY
1月号
No.752



新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年も新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、ワクチン接種により、10月頃からは一定程度の落ち着いた生活を取り戻すことができました。そのような状況下で、11月には「第18回全国藩校サミット壬生大会」を開催することが出来、全国から多くの藩主、藩校関係者をお招きすることが出来ました。大会は、大変多くのメディアにも取り上げていただき、サミットを通して壬生町の文化を全国にお届けすることも出来ました。

令和4年は、大きな話題としまして、「壬生町役場新庁舎の開庁」「栃木県初となるコストコのオープン」「いちご一会とちぎ国体の開催」と、壬生町がますます注目される一年となりますので、町民の皆さまと一緒に参加型のまちづくりを進めてまいりたいと思います。まだまだ新型コロナウイルス禍での町政運営でございますが、このようなイベントを生かし、ウィズコロナ時代の経済活性化を行い、活力ある壬生町を描いてまいります。

結びに、皆様方のご多幸をご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。



壬生町長
小菅 一弥

大きな飛躍の年へ

壬生町役場新庁舎開庁

令和4年5月6日に新庁舎が開庁します。場所は町体育館の南となり、緊急時における防災拠点として、また、町民の憩いの場所として、整備を進めてきました。また、現庁舎跡地利活用につきましては、地域の皆さまと共に検討しています。



六美町北部土地区画整理事業

様々な年代の方が住み続けることが出来る良好な住環境の確保を目的に、新しいまちづくり、土地区画整理事業が進んでいます。同地区内では、県内初出店となるコストコ社やカインズ社が夏頃のオープンに向けて準備を進めるなど、活力ある地区へと発展が期待されます。地域住民の安全・安心を第一に、周辺環境の整備を進めます。



いちご一会とちぎ国体開催

令和4年10月には、国内最大のスポーツの祭典「いちご一会とちぎ国体」が予定されています。本町は、スポーツクライミングと銃剣道が、デモンストレーションスポーツとしてターゲット・バードゴルフの競技が行われます。全国からたいへん多くの選手、関係者、観客がお越しになりますので、「最高のおもてなし」を準備しています。



目次

- 2 新年のごあいさつ
- 4 新庁舎建設だより
- 5 新型コロナウイルスワクチン接種
- 8 まちトピ
- 11 国体通信
- 14 壬生高校60周年記念特集
- 22 確定申告は期限内に！
- 29 催し・講座・募集
- 30 おしらせ
- 33 介護
- 34 こども
- 36 図書館からのおしらせ
- 39 1月16日～2月15日カレンダー

ますます便利に

おもちゃのまち駅バリアフリー

誰もが利用しやすい駅舎を目指して、エレベーター設置の協議・調整を進めています。

新公共交通システム

地域公共交通網の見直しを行い、新たな公共交通（循環バス等）の導入を進めています。



表紙写真：写真は、壬生お姫様料理です。詳細につきましては、広報みぶ2月号に掲載予定です。



壬生町議会議長
玉田 秀夫

新年あけましておめでとうございます。
町民の皆様におかれましては、希望に満ちた令和4年の新年を、晴れやかに迎えのことに心よりお慶び申し上げます。重ねて、日頃より町議会活動に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、未だ新型コロナウイルス感染症の終息には時間を要する中、町民の皆様、事業者の皆様には、大変厳しい状況下で感染拡大防止の取組にご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。
議会においては、コロナ禍で生活様式が様変わりする中でも歩みを止めることなく、議会運営について検討を重ねながら対応してまいりました。昨年は、初の試みとして、議会報告会を動画により配信しました。また、議会フェイスブックを開設し情報発信するなど、わかりやすく開かれた議会を目指し、議会改革を進めています。
感染症の脅威は予断を許さない状況ではありますが、町民の皆様の負託を受けた議会として、公平かつ円滑な議会運営に全力を尽くしてまいります。今後も活発な議会活動を続け、まちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き町議会に對しましてのご支援並びにご協力をお願い申し上げます。

壬生の誇り

ウィズコロナ社会に向けて

昨年の新型コロナワクチン接種では、対象者の約9割に接種をいただきました。追加接種（3回目接種）は、昨年12月に医療従事者から接種が始まり、高齢者の方へも順次開始をします。医療の町としての誇りを胸に、引き続きウィズコロナ社会に向けて感染対策にご協力をお願いします。

全国藩校サミット壬生大会レガシー

昨年11月に開催をし、実りある大会となりました。これまでの論語教育の継続を中心に、新たに誕生した壬生お殿様料理・お姫様料理・お殿様土産、御城印やお殿様のお米など、更なる連携強化を図り、発展させていきます。

コロナに負けない学びの継続

新型コロナウイルス感染の第5波の影響で臨時休業となりました昨年9月には、小中学生に一人一台配備をしているタブレット端末を使い、全学年全教科のオンライン授業を実施し、緊急事態宣言下においても、子どもたちの学びを継続することが出来ました。新型コロナ感染拡大や災害等による登校困難時でも、将来を担う子どもたちの学びを継続することが出来るようになり、安全・安心に繋がっています。



安全・安心の暮らしに

清掃センター基幹的設備改良工事

これからも安全・安心な暮らしのため、清掃センター基幹的整備改良工事を行い、環境に配慮した設備の導入及び生活ごみの安定的な処理体制を構築します。

公共施設のあり方を検討

老朽化した公共施設の将来の維持費用、改修費用をシミュレーションし、計画的な改修等を実施します。



新庁舎建設だより (第18号) 令和4年1月

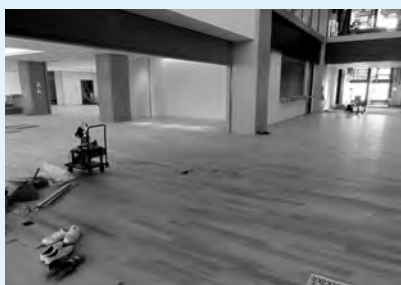
新庁舎建設に係る進捗状況のお知らせについて

新庁舎建設に関して、令和2年7月末の着工から約1年5カ月が経過し、令和4年1月現在、本体工事はほぼ完了し、外構工事が施工されています。



写真の中央上が新庁舎です。
外装工事はほぼ完了し、建物周辺の外構工事が本格的になってきました。

前回のお知らせでは、10月頃までの工事を
お知らせしましたが今回はそれ以降に行われた
工事の写真を掲載します。



1階 北側正面入口

フローリングの施工を行っています。
来庁者の皆様の利用頻度の高い窓口、
アクセスしやすい利便性の高い空間と
なっています。



1階 来庁者窓口 2階から撮影

OA床とフローリングの施工を行っています。
「町のリビング」を目指したロングスパン構造による柱のないワンルーム空間とな
っています。
1階に窓口機能を集約しており、上下移動が必要なく各種手続をすることができます。



1階 来庁者窓口 1階西側



3階 議場

木工事を行っています。天井高5.5
mとなっており、重厚感があります。
最上階に配置しているので、合理的
な構成となっています。



1階 町民口ビー

フローリングの施工を行っています。
多目的トイレ、自販機コーナー、ベ
ーステーション等を集約し配置して、
利便性を高めた空間となっています。



外観 (南側)

縦滑り窓とすることで内部からメン
テナンス・清掃がしやすくなっており、
維持管理コストが縮減されています。

令和4年5月の開庁に向け、工事もいよいよ最終段階に入ってきました。工事の際、近隣の方々には、
大型車両の往来、資材の搬入・搬出等でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
また、新型コロナウイルス感染拡大防止を含め、安全管理を徹底していきます。

◎問合せ 新庁舎建設室事業推進係 ☎(28)6718 FAX(82)8262

新型コロナウイルス ワクチン接種について

3回目のワクチン接種について (令和3年12月20日時点)

【2回目接種の完了からの接種間隔について】

対象者の区分	接種間隔	
	現 行	前倒し後
医療従事者等	8ヶ月	6ヶ月
高齢者施設等の従事者・入所者(高齢者)	8ヶ月	6ヶ月
高齢者(施設入所以外)	8ヶ月	7ヶ月(ただし接種は令和4年2月から)
上記以外の18歳以上の者	8ヶ月	

【接種券の発送について】

国の接種間隔の指示に基づき対象者に随時発送します。

2回目接種完了月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月
接種券発送時期	令和3年12月(発送済)	令和4年1月	順次発送

令和3年5月に2回目の接種を完了している方への接種券は発送しました。

まだお手元に届いていない方は、下記コールセンターへお問合せください。

その他詳細につきましては、広報みぶ、公式ウェブサイトで随時お知らせします。

※2回目の接種を完了された方のみ接種券を発行します。

※2回目の接種後に壬生町に転入された方は、下記コールセンターへお問合せください。

12歳の誕生日を迎えた方等の個別接種(1回目・2回目)(町内医療機関での接種)の予約を受付しています

対 象

- ・12歳の誕生日を迎えた方
- ・12歳以上で、まだワクチン接種をしておらず、接種を希望される方

予約方法

電話申込：壬生町新型コロナワクチンコールセンター

☎(28)6818 午前9時から午後4時まで(平日のみ)

※高校生までのお子様につきましては、接種の際、保護者の同伴をお願いします。

※その他詳細につきましては、公式ウェブサイトをご確認ください。

新型コロナワクチン接種証明書について

○スマートフォンアプリで国内用・海外用の接種証明書が取得できるようになりました。

接種証明書(電子版)の発行に必要なもの

スマートフォン(iOS 13.7以降もしくはAndroid OS 8.0以降)、マイナンバーカード、券面事項入力補助用暗証番号(4桁)、パスポート(海外用のみ)

接種証明書(電子版)の発行手順

- ①スマートフォンを用いて、App Store 又は Google Play で「接種証明書アプリ」と検索してアプリをインストールする。
- ②マイナンバーカードと4桁の暗証番号で申請する。
- ③パスポートのMachine Readable Zoneを読み取る(海外用のみ)。

※その他詳細につきましては、公式ウェブサイトをご確認ください。

○日本国内用の接種証明書が紙で発行できるようになりました。また、いままでの海外用の証明書は国内でも使用が可能なものに変更になりました。

接種証明書(紙版)の発行に必要なもの

申請書、運転免許証や健康保険証などの本人確認書類、接種済証又は接種記録書等、パスポートなどの渡航文書(海外用のみ)、返信用封筒、84円切手

接種証明書(紙版)の申請でご注意ください

- ・申請の受付は健康福祉課健康増進係となります。郵送の申請も可能です。
- ・申請してから発行まで数日間要します。発行後は基本的に郵送での送付となりますので、使用する予定がある場合はお早めに申請ください。

【郵送での申請先】〒321-0292 壬生町通町12-22 健康福祉課健康増進係宛

◎問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885

※接種証明書は接種済証や接種記録証とは別のものになります。提出先や使用先に確認し、接種証明書が必要な場合のみ申請くださいますようお願いいたします。

◎問合せ

壬生町新型コロナワクチンコールセンター ☎(28)6818 (平日のみ 午前9時～午後4時)

※平日以外の当日キャンセルは、医療機関へ直接ご連絡ください。

町発展への功勞・功績をたたえ 自治功勞者を表彰

永年にわたり、町政運営の推進、教育・文化の振興等で多大な功績を残された方々を称え、「令和3年度壬生町自治功勞者表彰式」が、11月1日(月)に役場正庁で行われました。

今年は、功勞賞7名、徳行賞4名の方が受賞されました。



受賞者（敬称略）

功勞賞

- 文化財保護審議会委員として功績があったと認められる方 ……………
- 消防団員として功績があったと認められる方 ……………
- 人権擁護委員として功績があったと認められる方 ……………
- 交通指導員として功績があったと認められる方 ……………
- 消防団員及び少年指導員として功績があったと認められる ……………
- 消防団員及び農業委員として功績があったと認められる方 ……………

くろかわ まさくに
黒川 正邦
せきね ともゆき
関根 智之
はしもと やすなり
橋本 康成
くめかわ たけまさ
糸川 武正
たかはし ひでこ
高橋 日出子
いしじま まつお
石島 松夫
たちかわ まさみ
刀川 正己

徳行賞

- 町に1件100万円相当以上の金品を寄附された方 ……………

さとう えこ
佐藤 恵子
はりう きよし
針生 清司

壬生町建設業協同組合
株式会社TKC

(該当条項順、職名順、50音順)

安全と安心を提供する まごころサービス

鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター

新車・中古車販売 くるま市店

オートサービス安塚給油所

サイクル&モーターショップ

鈴木自動車販売株式会社

スズキ販売壬生

スタンドスズキ

鈴木輪業

壬生町安塚1170-6

壬生町安塚793-18

壬生町安塚874-3

壬生町安塚1935

TEL:(86)0798

TEL:(86)3188

TEL:(86)0368

TEL:(86)0012

FAX:(86)0903

FAX:(86)3172

FAX:(86)0368

FAX:(86)0903

フリーダイヤル(通話料 当社負担)0120-12-0798

令和3年度壬生町消防団および消火協力者の表彰

毎年行われている壬生町消防団員の方の表彰者並びに消火協力者の方の表彰者を掲載させていただきます。大変ありがとうございます。今後とも当町の防災行政に対し多大なるご理解、ご協力のほどをよろしくお願いたします。

令和3年度表彰者名簿

(敬称略)

知事表彰

◎消防関係模範団員知事表彰

本部 分団長 鈴木 宏明

栃木県消防協会会長表彰

◎勤続章15年

本部 分団長 橋本 康成

本部 副分団長 関根 智之

◎勤続章10年

本部 副分団長 篠原 隆秀

第1分団第1部 団員 福田 友之

◎功績章8年

第1分団第2部 団員 松本 浩利

第1分団第5部 団員 塚本 猛

第3分団第1部 団員 戸崎 泰秀

第3分団第1部 団員 中村 一雄

第3分団第1部 団員 森田 信勝

第3分団第1部 団員 弓田 直道

第3分団第3部 団員 互井 孝夫

◎勤続章5年

第1分団第2部 団員 所 龍太郎

第2分団第4部 団員 山本 和也

第1分団第3部 部長 苺葉 智一

第2分団第1部 部長 田邊 清豪

第2分団第3部 部長 篠原 孝明

第2分団第4部 部長 安納 和之

第2分団第5部 部長 鈴木 侑

第3分団第5部 部長 齋藤 秀史

第2分団第4部 部長 阿部 徹

第2分団第5部 班長 梁島 直樹

第1分団第1部 団員 大森 正人

第1分団第2部 団員 玉田 隆之

第1分団第4部 団員 平川 真邦

◎勤続章10年

第1分団第4部 団員 星野 健一

第2分団第1部 団員 若菜 嘉文

第2分団第2部 団員 齋藤 真介

第2分団第2部 団員 大湊 将博

第2分団第3部 団員 小倉 庸聖

第2分団第4部 団員 赤羽根 輝道

第2分団第5部 団員 小松崎 亨

第3分団第2部 団員 前原 孝峰

第3分団第2部 団員 大垣 昌紀

第3分団第5部 団員 戸崎 裕司

第3分団第5部 団員 大淵 和浩

◎勤続章15年

壬生町長表彰

栃木県消防協会会長表彰と同じ

◎勤続章10年

栃木県消防協会会長表彰と同じ

◎勤続章5年

栃木県消防協会下都賀支部長表彰と同じ

◎優良部

第1分団第1部

第2分団第3部

第3分団第1部

◎努力部

第1分団第3部

第2分団第5部

第3分団第5部

壬生町長感謝状

◎壬生町長感謝状

関本 和夫、他29名

◎消火協力者

江田 久雄

◎内助の功

篠原 絵理

塚本 利恵

戸崎 真由美

中村 ゆかり

弓田 沙織

◎壬生町内で働きませんか。人材を募集しております。未経験者OK

広報を見たとお気軽に連絡ください。☎0285(23)9806 担当 荒川

《お任せください》
皆様の暮らしを守ります

- 壬生町水道施設維持管理業務
- 壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 47年の実績

本社：〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西1-16-3 吉房ビル4階
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市城東1-1-32-102

お助け戦隊 手取り足取り ヤギジャー

ケーブルスマホ

契約時スマホの後もケーブルテレビが手取り足取りお助けします!

格安! ケーブルテレビのサービスとセットでご利用なら

実質 月々770円~ (税込700円)

栃木ケーブルテレビ ☎0120-25-1819



祝百寿

いとうえきこ 伊東益子さん100歳 おめでとうございます

伊 東益子さんが100歳の誕生日を11月23日(火)に迎えられたため、お祝い状を手渡し、長寿をお祝しました。

伊東さんは、以前は東京で助産婦の学校に通っており、戦争後は看護師補助として仕事をしていたそうです。

また、三陸海岸の山の方に住んでいたこともあり、「海産物」が好物で、料理と裁縫が得意とのことです。

これからもお元気で長生きをしていただきたいと思います。



壬生町では、100歳を迎えられた方に、敬老事業として長寿を祝っております。



令和3年度 第1回総合教育 会議を開催しました

令 和3年度第1回総合教育会議を10月25日(月)に生涯学習館講堂で開催しました。総合教育会議は、町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、町の教育の課題やあるべき姿を共有し、今後の教育行政を進めていくうえで、重点的に講ずべき施策を調整するために開催するものです。

第1回会議では、社会の国際化、グローバル企業の増加による英会話力の必要性が増しており、現状の学校教育だけでは実践的な英会話力を身につけることが難しいことから、高い英語力を身につけるための施策を協議しました。

タブレット端末を活用し、小学6年生から中学3年生を対象に『英文法』や『学年別英単語』の1学年上の先取り学習を行うなど基礎力の向上を検討しました。また、夏季休業中にオンライン海外体験語学研修や週1回のオンライン英会話などの実施を検討していくことを確認し、閉会しました。

令和3年度防災功労者内閣総理大臣表彰伝達式が行われました



左から 小菅町長 大畑トシ様

11 月5日(金)に、壬生町女性防火クラブ顧問の大畑トシ様に対して、令和3年度防災功労者内閣総理大臣表彰伝達式を行いました。

大畑様は、昭和63年に壬生町婦人防火クラブに入会以来33年間にわたり、会員として努められ、現在は同クラブの顧問を務められています。

その間の活動の一部として、イベント時に炊き出し訓練を行ったり、作成した防災教育のしおりを小中学生に配布したりするなど、様々な世代に対しても防災思想の普及に多大な貢献をされました。このような様々な功績が認められ、今回の防災功労者内閣総理大臣表彰の受賞に至りました。また、今後はこれまでの経験を伝えていくとともに、若い世代への働きかけをしていきたいと抱負を話されました。



まちトピ

壬生町消防団団員訓練が行われました

新 型コロナウイルス感染症の影響により、なかなか訓練が出来ない状況でしたが、約半年振りに石橋地区消防組合壬生消防署で訓練を実施しました。訓練内容も、新型コロナウイルス感染症対策として、分団ごとに分かれて実施することにより密を避け、訓練時間も出来る限り短縮出来るよう、工夫し開催しました。

訓練前には、長年消防団で活躍されている団員の皆さま、そして支える奥様への表彰式を行いました。

壬生町消防団は火災現場だけではなく、災害時の対応や行方不明者の捜索、イベント警備など、幅広く活動を行っています。

町民の皆さまも是非、消防団の活動にご理解・ご協力をいただき、活動を見かけた際は、労いの言葉をかけていただけますと、より安全・安心の壬生町へと繋げていくと思います。



壬生北小学校でオオムラサキの出前授業を開催！



大島菊夫会長、壬生北小学生

11月18日(木)、壬生北小学校3年生を対象に、オオムラサキの里を作る会(大島菊夫会長)がオオムラサキの出前授業を行いました。

6月23日、壬生町家庭教育推進事業「子育て・親育ち講座」において、3年生及びその保護者に対し、オオムラサキの生態について学習したり、実際にオオムラサキに触れたりするなどの講座を行い、本授業はその継続的な内容になります。

児童は学校の北側にある「北っ子の森」で前回同様にオオムラサキについて説明を受けた後、オオムラサキの幼虫をエノキの木の下で探したり、放虫したりしました。

第72回二十歳の集い(令和2年度成人式)を開催しました

11月28日(日)に、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていました、第72回二十歳の集いが開催され、244名の方が参加しました。感染予防の観点から記念写真のみの実施でしたが、城址公園ホールの前では、近況を話していたり、多くの方が写真を撮り合ったりと、久しぶりの再会を楽しんでいる姿が見られました。





さつまいも掘りをしました！



11月5日(金)、壬生寺第二保育園近所の農家の^{たちかわせいいち}刀川成市さん夫婦のご厚意により、所有する畑において、同保育園の園児と児童クラブの小学生がさつまいも掘りをしました。大きなさつまいもがたくさん収穫できて、子どもたちは大喜びでした。



更生保護女性会 チューリップの球根を贈呈

生町更生保護女性会より町内小中学校・壬生交番・くにや幼稚園へチューリップの球根が贈呈されました。コロナ禍でマスクをしたり、学校行事等が制限されたりするなど、不安な中で学校生活を送っている子供たちに少しでも元気な気持ちになってほしいと思い、今年は5色の球根計500球を贈呈し、くにや幼稚園では会員と子供たちが一緒に球根の植え付けを行いました。



植え付けを行った更生保護女性会の会員、くにや幼稚園の園児、先生方

地域のみなさまに支えられて17年！

16名のボランティアが57名の中学生の学びを支援

～放課後学習サポート事業～ 11月～スタート!!



壬生中学校

放課後学習サポート事業(教育委員会主催)は、毎年11月から翌年2月まで壬生中、南犬飼中の中学3年生を対象として行っています。放課後を利用して進路や夢の実現に向けて学習に励む中学生を地域住民が無償の学習支援ボランティアとなり、自らの経験やスキルを生かしながら支援するものです。本事業は、みなさまに支えられて、今年で17年目となりました。

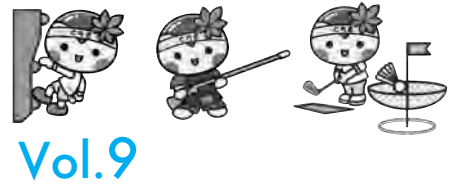


南犬飼中学校

今年度も16名の学習支援ボランティアが、両校あわせて57名の生徒たちの学びのためにご協力くださっています。放課後の各会場では、積極的に学習支援ボランティアに質問する生徒の姿と、それに対して優しく誠実に答える学習支援ボランティアの姿が度々見られます。また、お互いに笑顔があふれ、交流を深めています。

次代の壬生町の担い手である中学生が、地域のみなさまからあたたかな支援を受けながら学び育っていけるよう、今後も本事業へのご支援をお願いします。

国体通信



協賛に対する感謝状贈呈式を行いました!

総合公園の遊具の点検などを行っている、株式会社はやぶさ様よりベンチ25基の協賛をいただき、10月13日(水)に実行委員会長の小管町長より感謝状の贈呈を行いました。

贈呈式では、株式会社はやぶさ代表取締役平出公彦様から協賛物品目録の贈呈を受け、実行委員会長よりお礼の言葉を述べました。

あたたかいご協賛をありがとうございました。協賛いただいたベンチは、国体の成功に向けて活用し、国体終了後も町で活用していく予定です。

いちご一会とちぎ国体壬生町実行委員会では、協賛の募集を行っています。ご不明な点等がございましたら、下記まで問合せください。



左から 平出公彦様 小管町長



いちご一会とちぎ国体デモンストラレーションスポーツ1年前記念ターゲット・バードゴルフ交流大会が開催されました!

11月19日(金)に、いちご一会とちぎ国体デモンストラレーションスポーツ(ターゲット・バードゴルフ)競技会開催1年前を記念し、栃木県ターゲット・バードゴルフ協会主催のターゲット・バードゴルフ交流大会が開催されました。この大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために開催期日を延期していましたが、当日は開催を楽しみにしていた参加者により盛大に開催することができました。

本大会は、令和4年9月11日(日)の開催となります。より多くの皆様方の参加をお待ちしています。

今後も国体に関する様々な情報を実行委員会公式ウェブサイト(<https://www.mibu-kokutai.jp>)にて掲載します。



公式ウェブサイト



◎問合せ

いちご一会とちぎ国体壬生町実行委員会事務局(国体推進室)
〒321-0214 大字壬生甲3828番地(総合運動場管理棟2F)
☎(28)7810 FAX(28)7811

藩校サミット開催

会場には800名が参集

第18回全国藩校サミット壬生大会を11月20日(土)に城址公園ホールなどを会場に、2日間の日程で開催しました。全国42藩の旧藩関係者や29藩の旧藩主の末裔が一堂に会し、交流を深めました。大会テーマは「鳥居家三君に見る人づくりの精神」を基に、記念講演や記念鼎談、また、子ども文化活動として「論語青少年の主張」や「論語朗誦」を披露し、「論語教育の町・壬生」を発信しました。



【開会】

開会式の冒頭では開催地を代表し大会会長の小菅町長と大会名誉会長の鳥居忠明さんがあいさつをしました。

鳥居名誉会長は、壬生藩鳥居家の初代忠英によって藩校〈学習館〉が設置され、その柱となった「論語」を小中学校の教育に導入し、論語を同時に暗唱した最大人数でギネス記録を樹立したことを紹介し「論語教育の町」をアピールしました。

【講演・鼎談】

記念講演・記念鼎談では「人づくりを考える」をテーマに行われました。

講演では、町出身で熊本大学教授の稲葉継陽さんは精忠神社に祀られている「家祖 元忠」の実像に迫り、「元忠は鳥居家にとって理想の家祖であるにとどまらず、徳川の天下における理想の忠臣だった」と話しました。

また鼎談では壬生藩鳥居家16代当主の鳥居忠明さん、実行委員長の寺内進さん、東洋大学教授の岩下哲典さんの三人が、鳥居家三君(元忠・忠英・忠挙)の人づくりに焦点を当てて語りました。



【旧藩主紹介】

旧藩主紹介では、サミットのため参加した29藩のご当主が壇上で紹介され、徳川宗家19代家広さんは「藩校教育は日本の近代化の礎となった」とあいさつしました。



【子ども文化活動】

子ども文化活動は、藩校教育の伝統を受け継ぎ、「みぶっ子論語大朗誦」が行われ、オリジナルテキスト「壬生論語古義抄」の18編全てを誦しました。また、「みぶ論語青少年の主張」では、応募総数1,500作品に上り、最終選考に残った3人が、それぞれの主張を発表しました。

園児の催しとしては、慈覚大師円仁の誕生地といわれる壬生寺の保育園児30名が、木遣歌からはじまり、円仁太鼓の演奏を披露し、会場から割れんばかりの拍手が送られていました。

締めくくりに、玉田秀夫町議会議員が「壬生宣言」を発表し、「藩校の精神を、明日を担う子どもたちにつないでいくため努力していく」と宣言し、壬生大会は閉幕しました。

第十八回 全国藩校サミット 壬生宣言

鳥居家三君に見る 人づくりの精神

徳川家康公を祀る「聖地日光への玄関口」として繁栄を極めた壬生、また、家康公と共に学び、共に研鑽を積んだ「ご学友」である壬生藩鳥居家の家祖元忠を祀る壬生の地において、本日、「鳥居家三君（元忠・忠英・忠孝）に見る人づくりの精神」をテーマに第十八回全国藩校サミット壬生大会を開催いたしました。

藩校サミットは、平成十四年に東京湯島聖堂で初めて開催されて以来、回を重ねるごとにより多くの方々の賛同と参加を得て、今年で十八回を迎えました。この間、私たちは、全国のそれぞれの地域において、藩校教育の伝統と崇高な精神を受け継がれ、現代の人づくりやまちづくりに活かされていることを学び、藩校サミットの豊かな成果として共有してきました。ここ壬生は、家康公の「ご学友」である壬生藩鳥居家の祖、元忠を祀る

「精忠神社」が鎮座しています。鳥居家は元忠以来、「文武共精出、成徳達材」を家訓とし文武の興隆をはかり、壬生藩主初代の忠英は、自ら大学者伊藤仁斎に薫陶を受け、全国諸藩の中でも先駆けて藩塾「学問所」を創設、六代の忠孝は「学問所」を藩校「学習館」として拡充させ、多くの人材を育成しました。とりわけ西洋医学をいち早く取入れ、壬生は近代医学の最先端となり、国内初の「医大生」誕生、国内初の「看護婦」誕生地となり、西洋医学の伝統は今、壬生の地に開学・開院した獨協医科大学及び病院に引き継がれております。一方、学習館の故地には壬生小学校が開校し、藩校教育の伝統と精神を受け継がれ、「論語教育の拠点」となっております。私たちは、先人たちが連綿と受け継いできた崇高な精神を、決して途絶えさせることなく、さらに豊かなものに磨き上げながら、明日を担う子どもたちにつないでいくため、不断に努力し、能う限りの応援をすることにここに宣言します。

令和三年十一月二十日

第十八回全国藩校サミット壬生大会

【2日目】

エクスカーション

翌日のエクスカーションでは、日光・足利方面の他に町内コースを設定し、車塚古墳から歴史民俗資料館、そして蘭学通り沿いの文化財を見学し、「松本家住宅」では鳥居茶でおもてなしをしました。

資料館では鳥居家祖の元忠遺宝展が開催され、元忠が最期に着用していた「血染めの肌着」を拝覧し、参加者は元忠の壮絶な最期を偲んでいました。なお、「肌着」は元忠を祀る精忠神社で初公開以来、120年ぶりでした。



この度の全国藩校サミット壬生大会におきましては、官民一体となって事にあたり、無事盛況のうちに終了する事ができました。町民の皆様の物心両面にわたるお力添えに感謝します。

また、「壬生宣言」のとおり、人づくりの精神を絶やすことなく、より良き「まちづくり」に皆様と共に関わって行きたいと思っております。全国藩校サミット実行委員会

壬生高校
60周年
記念特集

壬生高校が創立60周年記念を迎えるにあたり、広報みぶで特集します！
壬生高校卒業生で、活躍をしている先輩たちを隔月で、全3回ご紹介いたします。

かがやけ！壬生高

第二回 壬生高校の卒業生紹介

警察官として働いています

警察官を拝命して3年目になりますが、まだまだ学ぶことが多くあり、勉学に励んでいます。元気が一番の取り柄だと思っているので、何事にも、積極的にチャレンジ精神をもって、元気一杯に取り組んでいます。

パトロールや県民の安心・安全を守る中で、県民の方が笑顔で生活している姿を見ると、とても嬉しい気持ちになりますし、引き続き、使命感を持って活動しなくてはならないと感じます。また、上司、先輩、同僚などの同じ職場の方々と、今、成すべきことを1チームで果たすことに、強くやりがいを感じています。

今後の目標は、何事にも屈しない強い警察官になりたいと思います。

これから、たくさんの経験を積んで、自己の能力を高め、県民の安心・安全を守れるように、壬生高魂を胸に燃やしながら努力していきます。

おおはし たくま (平成26年度卒)
大橋 拓磨さん 栃木県警察官



高校時代の大橋さん

在校生に一言！

壬生高校で学んだことや出会った人たちは、一生の経験や宝物になると思います。高校生活を楽しみながら、将来の夢に向かい、チャレンジ精神を持って、頑張ってください。

また、強い意志を持って、警察官を志望している生徒の方も、一緒に働ける日を楽しみにしています。



かめおか さあ の
亀岡 沙亜乃さん

(平成27年度卒)

学校法人中央学園
中央アートスクール勤務



小山市にある専門学校に勤めています

私が勤めている専門学校は、ダンサーや声優、イラストレーター、作曲家を目指している学生が通っています。毎日学生が努力している姿を見ると、私までやる気ができます。

私はダンスを16年間続けていますが、ダンスの先生として働いている事が何よりも嬉しく、毎日楽しく働いています。

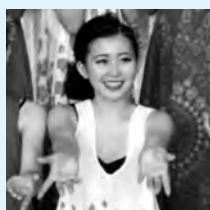
大学時代には海外へ2度のダンス留学を経験しました。8歳の頃から続けていたダンスを仕事にしたいと思いながら練習に励み、実現することができました。

今まで特にやりがいを感じたのは、生徒から「先生に相談して良かった」、「亀岡先生が先生で良かった」と言われたときです。

在校生に一言！

将来のことを考えて選択に迷っている時、何をしなければならぬかではなく、まず何をしたいかを考えてみてください。

学生生活では、それに向けての準備期間として過ごすべきだと思います。実りのある学生生活を送れるよう、祈っています！



高校時代の亀岡さん



道路公園の損傷が スマートフォンで通報 できるようになります（1月4日～）



壬生町では、町が管理する道路、公園等の不具合をスマートフォンを使って、見つけた時にその場で通報できるサービスを開始します。

どのようなシステム？

- ・道路、公園等の不具合（道路の穴、側溝の破損など）を発見
 - ・通報サイトから、通報フォームに状況を入力
- 壬生町が投稿を確認、補修等を検討・対応します。

対象となる不具合

- 道路**
 - ・道路上に大きな穴、段差や損傷等がある
 - ・道路側溝のふたが破損している
 - ・その他、道路上で危険と思われる箇所がある
- 公園**
 - ・遊具が破損している
 - ・公園の照明が切れている
 - ・公園の木が倒れている

利用方法

壬生町道路公園通報フォーム

1. お持ちのスマートフォンから、通報フォームにアクセス。もしくは壬生町公式ウェブサイト [道路公園](#) 検索。
2. 通報フォームにて、次の3つを操作。
 - ① 不具合の状況を入力
 - ② 通報したい道路損傷等の状況が分かる画像（近影と遠影）を添付
 - ③ 損傷等のあった場所を地図上で選択
3. 確認画面に進み、情報を送信。



道路公園通報フォーム
二次元バーコード

注意事項

情報提供は道路と公園の不具合に関する情報提供のみ、情報として受け付けます。通報に対し、本町から個別に対応状況等の報告はしません。通報は24時間いつでも送信できますが、通報内容の確認は役場の開庁時間に行いますので、ご了承ください。また、通報箇所が町の管理箇所以外の場合は、それぞれの管理者（国、県）へ情報提供します。側溝、カーブミラー、遊具等の新設や道路の拡幅などの要望は、「通報フォーム」では受付していません。システムを利用するために必要とされるインターネット接続等に関する費用、その他一切の費用は利用者の負担となります。

個人情報の取り扱い

通報にあたり入力いただいた個人情報については、個人情報保護関連法及び壬生町の例規に基づき保護されます。また、この個人情報については、通報内容の確認、システムの運営向上等のための分析等、本システム運営業務にのみ利用し、他の目的には利用しません。

◎問合せ 道路については 建設課管理係 ☎(81)1850 FAX(82)8252
公園については 都市計画課公園緑地係 ☎(86)7117 FAX(25)7474

広報みぶがスマホやパソコンで読めます

■スマホ用アプリ 「マチイロ」

https://machihiro.town/lp/tochigi_mibu



iPhone



Android

■マイ広報紙

<https://mykoho.jp/>



■電子書籍ポータルサイト「Tochigi ebooks」

<http://www.tochigiebooks.jp/>



■壬生町公式ウェブサイト

<https://www.town.mibu.tochigi.jp/>



壬生町長・壬生町議会議員選挙

投票日 令和4年3月27日(日)

●投票日当日の投票終了が1時間早くになります！

今回の選挙から投票日当日の投票終了時間が午後7時になります。

今まで
午前7時～午後8時まで



これからは
午前7時～午後7時まで

※今回の壬生町長・壬生町議会議員選挙以降の選挙

期日前投票はこれまでどおり午前8時30分から午後8時までです。

仕事等の都合で、当日投票することが難しい方は期日前投票のご利用をお願いします。

壬生町長・壬生町議会議員選挙 立候補予定者の皆様へ

●立候補予定者説明会

日 時……2月24日(木) 午後2時～

場 所……壬生中央公民館 中ホール

※出席人数は立候補予定者1名につき、2名以内とします。

●立候補届出書等事前審査会

日 時……3月18日(金) 午前9時～正午……町長選、町議選(壬生地区)

午後1時～4時……町議選(稲葉・南犬飼地区)

場 所……壬生町役場 2階 正庁

●立候補届出受付

日 時……3月22日(火) 午前8時30分～午後5時

場 所……壬生町役場 2階 正庁

◎問合せ 選挙管理委員会 ☎(81)1807



「第2次壬生町男女共同参画プラン」中間見直し(案) に対してご意見をお聞かせください

1.目的

壬生町では「第2次壬生町男女共同参画プラン」の10年間の計画期間の中間年にあたることから、プランの見直しを進めています。この度、計画(案)がまとまりましたので、住民の皆さまからのご意見を募集し、計画に反映させます。

2.募集期間

12月15日(水)～1月14日(金)

3.意見を提出できる方

- ①壬生町に住所を有する方
- ②壬生町に通勤・通学する方
- ③壬生町に事務所又は事務所を有する方
- ④壬生町税の納税義務者

4.計画素案の閲覧方法

- ①生涯学習課・稲葉出張所・南犬飼出張所で閲覧
- ②壬生町公式ウェブサイト

(注)公式ウェブサイトを除き、閲覧は土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

5.意見の提出方法

パブリック・コメント記入用紙(公式ウェブサイトおよび左記施設に設置)により、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送又は持参

②FAX又は電子メールによる送信

(注)提出期限は1月14日(金)午後5時15分まで、電話での受付はしませんのでご了承ください。

6.意見の取り扱い

提出されましたご意見の概要及び検討結果につきましては公式ウェブサイトに公開します。併せて生涯学習課で閲覧することができます。

(注)ご意見をいただいた方の氏名等の公表、及びご意見に対する個別の回答はしません。

(注)内容が類似するご意見は取りまとめて公表することがあります。

◎問合せ 生涯学習課 ☎(81)1873 FAX(82)0935

メール gakusyu@town.mibu.tochigi.jp

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら 国民年金



国民年金は、老後やいざという時の生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、公的年金に加入し保険料を納めることで、老後や病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったとき等に、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するので、生涯にわたって安定した年金の給付が保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか、障害年金や遺族年金があります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに支給されます。遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）に支給されます。



「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

20歳から50歳未満の方（学生以外）で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例・納付猶予の期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の受給額には反映されません。10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）して受給額を増やすことが可能です。（承認期間の古い順からの納付になります。また、3年度目以降は当時の保険料に加算金がつきます）

日本年金機構では、20歳になられた方向けに国民年金制度を動画でご案内しています。ぜひご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

◎国民年金のご相談・手続等の問合せ

- ・ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165
- ・栃木年金事務所 国民年金課 ☎(22)6074
- ・住民課国保年金係 ☎(81)1827

老齢年金を受給されている方へ

《年金と所得税の確定申告について》

老齢年金等の老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の申告対象になります。

受け取った『老齢年金』の額が108万円以上（65歳以上の方は、158万円以上）の方については、原則として所得税が源泉徴収されることになっています。（上記の年金額を下回る方は、源泉徴収されません）年金に課税される所得税は、各支払月に支払われる額から源泉徴収されます。

老齢年金を受けている方には、1年間（1月～12月）に受け取った年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が翌年1月下旬に送付されますので、年金以外に給与等の収入があり、**税務署等で確定申告をする場合や源泉所得税の還付請求をする場合は申告書に添付してください。**

なお、【障害年金】や【遺族年金】は所得税が非課税ですので、源泉徴収票は送付されません。

亡くなられた方については、死亡届を提出されたご遺族の方に対し、約2カ月程度で源泉徴収票（準確定申告用）をお送りします。

源泉徴収票を紛失した場合は、ねんきんダイヤルへ再交付をお申し出ください。

- ◎問合せ ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165
- 栃木年金事務所お客様相談室 ☎(22)4134

国民年金保険料を納付されている方へ

納付した国民年金保険料は 確定申告の控除対象になります！

納付した国民年金保険料は、所得税（住民税）の申告において、社会保険料の控除対象となります。確定申告（還付申告）をするときには、納付したことを証明する書類の添付が必要になります。

所得税の申告を行う際は、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」又は「国民年金保険料領収証書」を、忘れずに提出しましょう。

控除対象：令和3年1月1日～12月31日に納付した保険料（過年度分を含む）

10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付された方の控除証明書は、2月上旬に送付される予定です。（1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付された方の控除証明書については、11月上旬に送付済みです）

◎問合せ

- ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004(ナビダイヤル)
- 050で始まる電話でおかけになる場合 ☎03(6630)2525
- 〈受付時間〉 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時
- 第2土曜日 午前9時30分～午後4時
- ※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

所得税、住民税



確定申告のための医療費控除について

Q1 いくらぐらい医療費を支払ったら控除になるの？

A1 本人や生計を一にする家族のために支払った医療費が10万円を超えた場合、対象になります。
 (所得が200万円未満の方なら、所得の5%を超える医療費を控除することができますので、10万円以下でも対象になります)
 【予防接種の費用や重大な疾病が発見されなかった人間ドックなどの健康診断の費用は医療費控除の対象となりません。】
 保険金などで補てんされた金額がある場合は、医療費から差し引いてください。
 医療費控除額の計算式は下記のとおりとなります。

$$\left[\begin{array}{c} \text{支払った医療費} \\ \text{その年の1/1} \sim \text{12/31} \\ \text{の間に支払った分} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{10万円又は} \\ \text{所得の5\%} \\ \text{(どちらか少ない方)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

例) 支払った医療費50万円、受け取った生命保険20万円、所得200万円以上の場合の計算例
 50万円 - 20万円 - 10万円 = 20万円 (医療費控除額)

Q2 医療費控除により軽減される税額はいくらぐらいなの？

A2 医療費控除により軽減される税は、所得税と復興特別所得税と住民税になります。
 所得税については、医療費控除額×税率(5%~45%)、復興特別所得税については、軽減される所得税×2.1%、住民税については、医療費控除額×税率(10%)がそれぞれ、軽減されます。
 所得税と復興特別所得税については確定申告後還付されますが、住民税は次年度の住民税を決定する際に医療費控除を含めて計算します。所得税の税率は収入や控除の額により異なります。なお、源泉徴収された所得税と復興特別所得税以上には還付されません。

例) 医療費控除額が20万円、所得税の税率5%の場合の計算例
 所得税: 20万円(医療費控除額) × 税率5% = 10,000円
 復興特別所得税: 10,000円(軽減される所得税) × 2.1% = 210円
 住民税: 20万円(医療費控除額) × 税率10% = 20,000円
 となり、合計30,210円が軽減されます。

Q3 医療費控除の申告をするときは何が必要なの？

A3 医療費に関する通知及び医療費の領収書の原本と医療費控除の明細書が必要になります。
 ※医療費控除以外の申告に必要な書類については、24ページ右下の「●申告に必要なもの」を参考にしてください。
 医療費控除の明細書は、19ページの「 年分 医療費控除の明細書」又は税務署や町公式ウェブサイトにあるものを利用ください。また、医療費控除の明細書は前もって記入しお持ちください。

医療費控除の明細書の記入例

① 医療費通知に関する事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
△△△,△△△ 円	⑦ ◇◇◇,◇◇◇ 円	① * * *, * * * 円

※医療費通知(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を見て記入します。
 ※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

② 医療費(上記①以外)の明細

上記①に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分 (該当するものをチェックします)	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
壬生春子	壬生町〇〇病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	450,000円	250,000円
一郎	壬生町××病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	100,000円	0円
省 略				
2 の 合 計			⑧ 〇〇〇,〇〇〇円	⑨ □□□,□□□円
医 療 費 の 合 計			A (⑦+⑧) 〇〇〇,〇〇〇 円	B (⑨+⑩) ×××,××× 円

※領収書を個人別、病院別に分けて、上記のように計算してください。
 ※保険金等で補てんされた金額例…出産育児一時金、高額療養費、損害保険、生命保険などで医療費の補てんを目的とする保険金や給付金など

◎「医療費控除の明細書」は前もってご記入ください。

◎問合せ

税務課町民税係

☎(81)1817

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____

氏 名 _____

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

- (例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
 ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
 ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			㊦	㊧

医療費の合計	A	(㊦+㊧) 円	B	(㊦+㊩) 円
--------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円	A
保険金などで補てんされる金額		B
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	C
所得金額の合計額		D
D × 0.05	(赤字のときは0円)	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊦の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

切取り線

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。**

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りです。

※3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1) 「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2) 「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3) 「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「①医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

(1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4) 「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5) 「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療: 6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
5月28日 診療: 5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
○△病院計: 12,000円 通院費計: 1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

添付又は提示が必要な書類

● この「医療費控除の明細書」（添付）

● 医療費通知（原本）「① 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限りです。（添付）

● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

◎ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の大要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」

◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

▶ 温泉療養証明書

◎ 指定運動療法施設の利用料金

▶ 運動療法実施証明書

◎ ストマ用装具の購入費用

▶ ストマ用装具使用証明書

◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

▶ 医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

▶ 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

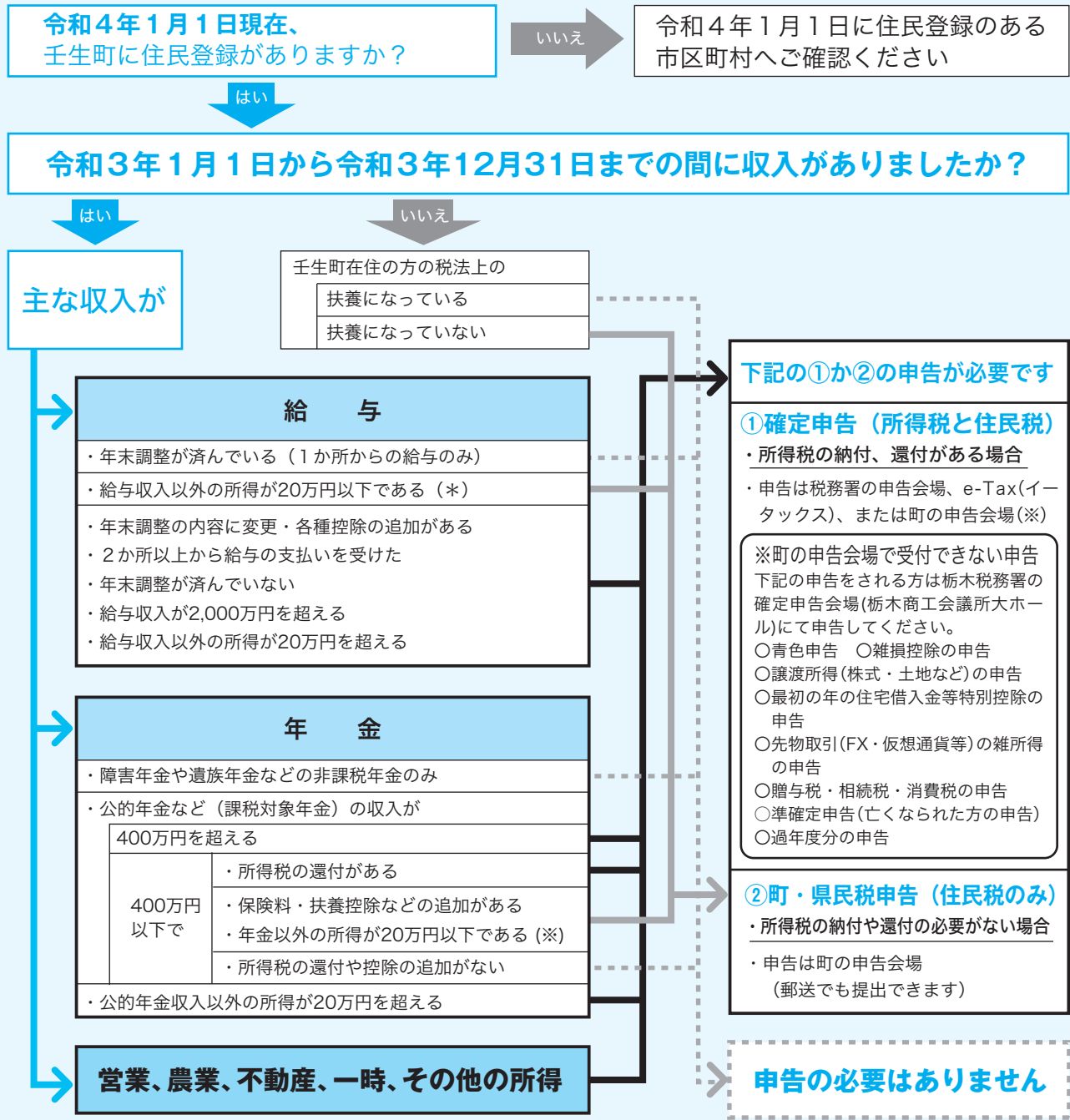
◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

▶ 在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

申告の必要があるか確認してみましょう。申告確認フローチャート



ご注意ください

- ◆町民税・県民税の申告書は町・県民税（住民税）の課税資料のほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定資料として利用されます。申告がない場合、適正な保険料等の算定ができないだけでなく、公営住宅や児童手当・保育園などの手続等に必要所得証明書等の発行もできませんのでご注意ください。
- ◆収入がない方や非課税年金収入のみの方は申告を行わないと、国民健康保険税等の軽減判定を受けられない場合があります。
- ◆税務署や町から申告の案内が届かない人でも、申告が必要な場合があります。申告確認フローチャートでご確認ください。
- ※町民税・県民税申告書は郵送でも提出ができます。
必要事項をご記入の上、源泉徴収票の写しや控除証明書等を同封して、〒321-0292（住所不要）壬生町役場 税務課町民税係宛 に送付してください。
- ◆公的年金の収入が400万円以下の場合、確定申告は原則不要ですが、社会保険料や医療費控除などの申告をすることで、住民税が減額になることがあります。
- ◆給与所得者であっても、給与支払者が給与支払報告書を町に提出していなかったり、給与支払者に届け出た本人の個人情報が町の住民登録の情報と相違があった場合には、未申告状態になっている可能性がありますので、ご注意ください。

◎問合せ

税務課町民税係 ☎(81)1817

確定申告は期限内に！



壬生町会場での住民税・所得税及び復興特別所得税の申告は、**3月11日(金)まで**です。

◆開場時間 午前8時20分から

◆番号札配布 午前8時20分から午後3時まで※

※午後の部がない日 午前8時20分から午前11時まで

※番号札をお持ちでない場合は申告受付できませんので、上記の時間中に受け取りください。

※混雑状況により、午前中にご来場いただいた場合でも午後の時間帯の番号札を渡す場合があります。

◆申告受付 午前の部 午前9時から午前11時30分まで

午後の部 午後1時から番号呼出終了(注)まで

(注)当日の番号札配布数により終了の時間が変動します。

※土曜日の受付は2月19日(南犬飼地区公民館)及び3月5日(城址公園ホール)に平日来られない方を対象に午前中のみ実施します。

※会場移動の都合上、午後の部がない日があります。下記の日程表を確認ください。

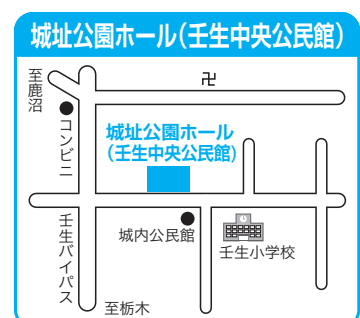
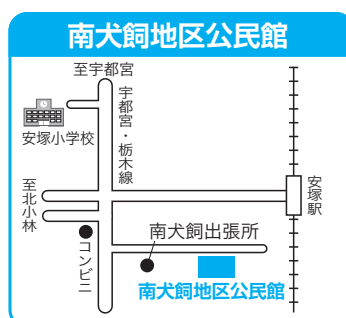
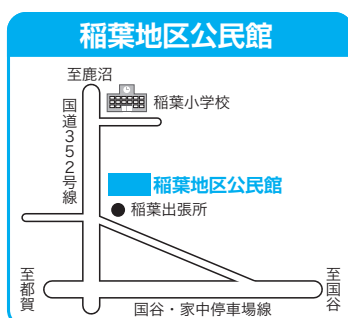
※日曜日及び月曜日は受付していませんのでご注意ください。

※次ページ「★申告会場におけるコロナ対策」を必ず確認ください。

壬生町会場

会場	月日	曜日	申告受付		申告割当地区(大字単位)
			午前	午後	
稲葉地区公民館 (壬生町大字上稲葉932番地)	2月8日	火	○	○	羽生田・上稲葉
	2月9日	水	○	○	下稲葉・福和田
	2月10日	木	○	×	七ツ石
南犬飼地区公民館 (壬生町大字安塚1179番地) ※会場スペースの関係から混雑が予想されますので、可能な方は城址公園ホール(3月1日～)での申告をご検討ください。	2月11日	金	×	×	受付していません
	2月12日	土	×	×	受付していません
	2月13日	日	×	×	受付していません
	2月14日	月	×	×	受付していません
	2月15日	火	○	○	落合・いずみ町・若草町・上田
	2月16日	水	○	○	安塚 1～1,000番地
	2月17日	木	○	○	安塚 1,001番地～
	2月18日	金	○	○	中泉・国谷・助谷
	2月19日	土	○	×	平日来られない方
	2月20日	日	×	×	受付していません
	2月21日	月	×	×	受付していません
	2月22日	火	○	○	幸町・至宝町・壬生丙
	2月23日	水	×	×	受付していません
	2月24日	木	○	○	寿町・北小林・緑町
2月25日	金	○	×	あけぼの町・おもちゃのまち	
城址公園ホール (壬生中央公民館) (壬生町本丸一丁目8番33号)	2月26日	土	×	×	受付していません
	2月27日	日	×	×	受付していません
	2月28日	月	×	×	受付していません
	3月1日	火	○	○	通町・藤井
	3月2日	水	○	○	壬生丁 1～159番地
	3月3日	木	○	○	壬生丁 160番地～
	3月4日	金	○	○	表町・元町・大師町
	3月5日	土	○	×	平日来られない方
	3月6日	日	×	×	受付していません
	3月7日	月	×	×	受付していません
	3月8日	火	○	○	壬生甲・壬生乙
3月9日	水	○	○	本丸	
3月10日	木	○	○	中央町・駅東町	
3月11日	金	○	×	町内全地域	

申告会場
案内図



★下記の申告をされる方は町申告会場での受付はできませんので、税務署会場において申告をしてください。

また、下記以外にも申告内容により税務署会場で確定申告をする必要がある場合があります。

- 青色申告 ○雑損控除の申告 ○譲渡所得（土地・家屋・株式等）の申告
- 最初の年の住宅借入金特別控除の申告 ○先物取引（FX・仮想通貨等）の雑所得の申告
- 贈与税・相続税・消費税の申告 ○準確定申告（亡くなられた方の申告）
- 過年度分の申告

※栃木税務署の確定申告会場は栃木商工会議所大ホール(栃木市片柳町2丁目1番46号)になります。
申告期間は2月16日(水)から3月15日(火)までです。(土・日・祝日は除く)

★各出張所において、申告書(住民税のみの申告含む)の受付及びお預かりはしていません。 前ページ記載の申告会場での提出又は申告をお願いします。

※町・県民税(住民税)申告書は郵送でも提出ができます。

必要事項をご記入の上、控除証明書等を同封して、
〒321-0292(住所不要)壬生町役場 税務課 町民税係 宛 に送付してください。

余裕をもって
早めの準備を!



★お持ちいただく書類等

24ページ右下に記載されている「●申告に必要なもの」をご確認の上、申告会場にお越しください。

※確定申告書、町民税・県民税申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの申告書類は、1月中旬頃に役場税務課、各出張所、町申告予定会場(稲葉地区公民館、南犬飼地区公民館、城址公園ホール)にご用意します。
町公式サイトでも町民税・県民税(住民税)に関する申告様式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

早めの準備・作成をして、期限内に提出しましょう。

★申告会場におけるコロナ対策

本年度も昨年度に引き続き、下記のとおり新型コロナウイルス感染症対策を行いながら申告受付をします。安全、安心な申告受付へご理解・ご協力をお願いします。

※感染者状況等により取扱いが変わる可能性がありますのでご了承ください。

○申告会場について

- ・申告受付窓口及び待合スペースの間隔を調整します。会場によっては受付窓口や待合席が減少する場合があります。

○来場や待合の際のお願いについて

- ・来場の際は、館内での検温(非接触型体温計又はサーモカメラ)及びマスク又はフェイスシールドの着用をお願いします。
- ・定期的な換気を行いますので、暖かい格好でお越しください。
- ・会場内の密度を管理するため、番号札配布の際に受付予定時間(30分単位)をお伝えしますので、計画的な来場をお願いします。
- ・進行や来場者の状況によっては、自家用車でお待ちいただくことをお願いする場合があります。ご協力をお願いします。
- ・申告書等に署名を頂く場合がありますので、ボールペンをご持参ください。

○以下の条件にあてはまる方につきましては、来場をお断りする場合がありますのでご了承ください。

- ・館内の検温で37.5度以上だった方
- ・せき、味覚障害、風邪の諸症状等がある方
- ・マスク、フェイスシールド非着用の方

(アクリル板の設置や随時消毒等の措置を講じるため、例年より申告に時間を要する可能性がございますが、会場の安全、安心を確保するためにもご協力ください)

※郵送による申告や、スマホ・パソコンによる申告が可能な方は、できればそちらをご利用ください。

栃木税務署からのお知らせ

令和3年分所得税等確定申告に係る納期限等

税目	納期限	口座振替日(振替納税)
所得税及び復興特別所得税	令和4年3月15日(火)	令和4年4月21日(木)
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和4年3月31日(木)	令和4年4月26日(火)
贈与税	令和4年3月15日(火)	—

(注1) 上記の税目に係る納税に当たりましては、次の方法があります。

①e-Tax ②クレジットカード ③二次元コード(コンビニエンスストアで納付(30万円以下)) ④金融機関等の窓口
※各納付手続の詳細については、国税庁ウェブサイトをご覧ください。

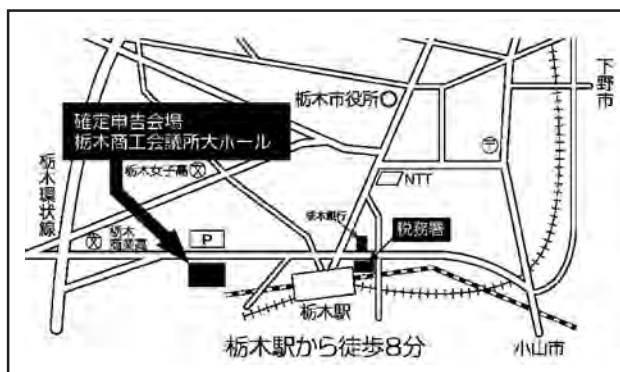
(注2) 新たに振替納税をご利用される場合は、納期限までに「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

(注3) 贈与税について、年賦延納制度の利用される場合は、3月15日(火)までに延納申請書の提出が必要です。詳しくは、管理運営部門までお問合せください。

栃木税務署の確定申告会場は、「栃木商工会議所大ホール」です 2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後4時

確定申告会場への入場には、入場時間を指定した「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEを利用したオンライン事前発行も可能です。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

- ※新型コロナウイルス感染症の感染防止のためマスクの着用と入場時の手指の消毒をお願いします。
- ※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りします。
- ※入場整理券の詳細は、国税庁ウェブサイトをご覧ください。
- ※土・日曜日・祝日は開設していません。
- ※開設期間中は、栃木税務署での申告相談は行っていません。
- ※申告会場では現金納付の窓口業務は行っていません。
- ※申告会場の駐車場は混雑します。車での来場はなるべくご遠慮ください。
- ※栃木商工会議所への直接のお問合せはご遠慮ください。



令和3年分の確定申告の期間について

- ◆所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税
2月16日(水)～3月15日(火)
- ◆贈与税の確定申告と納税
2月1日(火)～3月15日(火)
- ◆個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税 3月31日(木)まで

※給与・年金所得者の所得税の還付申告の相談及び申告書の提出は、1月から行えます。確定申告期間中は、大変混み合いますので、確定申告期前に手続きしてください。

※1月4日(火)から2月15日(火)までの確定申告会場は、栃木税務署です。

※栃木税務署は、駐車場が狭いため、駐車頂けない、もしくは駐車に時間を要することが想定されます。混雑緩和のため公共交通機関のご利用をお願いします。

※1月から3月の期間は、個人の方の申告相談の事前予約は行っていません。申告相談には、確定申告会場の入場時間を指定した「入場整理券」が必要です。

●申告に必要なもの (領収書や証明書などは令和3年中のもの)

1. 申告者本人確認書類(番号確認・身元確認)
 - ①マイナンバーカード
 - ②(マイナンバーカードをお持ちでない方)
番号確認・身元確認書類をそれぞれお持ちください。
○番号確認書類：マイナンバーの記載のある住民票など
○身元確認書類：運転免許証、健康保険の被保険者証など
2. (税務署から「確定申告のお知らせ」はがきが届いた方)利用者識別番号が記載されているはがき
3. 申告者名義の預貯金口座番号がわかるもの

4. 令和3年中の収入がわかるもの

給与収入がある方	源泉徴収票【原本】 勤務先から発行されるもの
年金収入がある方	源泉徴収票【原本】 日本年金機構などの年金支払者から発行されるもの
事業所得 (営業・農業) 不動産所得の方	記入済みの収支内訳書 (収入及び必要経費がわかる帳簿や領収書など)
その他の収入がある方	収入金額及び必要経費がわかる書類等

5. 控除を受けるための証明書類

社会保険料の領収書・証明書等
生命保険料や地震保険料等の控除証明書
医療費控除を受ける方は記入済みの「医療費控除の明細書」等
その他所得控除や税額控除を受けるのに必要な書類

国税庁ウェブサイトから確定申告（e-Tax）

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」から作成できますので、是非ご利用ください。

これまでパソコンで「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税の申告書を作成し送信する際には、ICカードリーダーが必要でしたが、令和4年1月からは、パソコンの画面に表示される二次元バーコードを対応スマートフォンで読み取ることで、ICカードリーダーがなくても、e-Tax送信が可能となります。

また、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方、特定口座での株式等の譲渡所得等を申告される方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で所得税の申告書を作成いただけます。スマートフォンでe-Taxをご利用ください。

●スマホ申告や利用方法等については、

ぜひ、国税庁ウェブサイトをご覧ください！

《動画で見る確定申告》



動画で見る確定申告



《確定申告書等作成コーナー》



確定申告



《マイナポータル連携》



マイナポータル



～スマホ申告のメリット～

- ・混雑している会場に出向く必要はありません！
- ・見やすい専用画面で簡単作成！
- ・画面の案内に従い、ラクラク操作！



特におすすめ！見やすいスマホ専用画面

所得	給与所得（特定支出控除除く）、雑所得、一時所得
所得控除	全ての所得控除（雑損控除含む）

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

公的年金等（その全部が源泉徴収の対象となる場合に限り）の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

個人事業者の方へ！消費税のインボイス制度登録申請受付中

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。それに先立ち、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請を受付けています。

登録申請手続は、便利なe-Taxをご利用ください。

※インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ウェブサイトの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

にせ税理士にご注意ください

税金の申告手続などを第三者に依頼される際には、税理士証票の提示を受けて確認するなど正規の税理士かどうかを確認してください。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください

国・県・市町の税務職員を装った「振り込め詐欺」が多発しています。税務職員が、納税のために金融機関の口座へ振込みを求めたり、還付金の受取のためにATMの操作を求めることはありません。不審な電話等にはご注意ください。

◎問合せ

栃木税務署 ☎0282(22)0885（自動音声流れますので「2」の番号を選択してください。）

令和4(2022)年



農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ



栃木県では、毎年2月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しています。

今年度も、**下野農協(JAしもつけ)壬生地区営農経済センター青果物一元集荷所(2階会議室)**で申請を受け付けます。受付日時等は次のとおりですので、交付を希望する方は、ご確認ください。

1 受付日、受付時間、対象自治会

右表をご覧ください。



2 申請会場

下野農協(JAしもつけ)壬生地区営農経済センター
青果物一元集荷所 2階会議室



3 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)
(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)
- (3) 使用者証更新手数料 420円(※新規申請及び使用者証更新の場合)
- (4) 耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

令和4(2022)年 農業用免税軽油申請受付及び免税証交付日程表

地区	受付日	受付時間	自治会	会場	
南大飼地区	2月18日(金)	9:00~11:30	北小田 上田 中泉	下野農業協同組合(JAしもつけ) 壬生地区営農経済センター 青果物一元集荷所 2階会議室	
		13:00~15:30	助谷・助谷原 安塚一~三・南部・中央 上長田 国谷中央・本田・新田 あけぼの・落合 若草・虹の杜・国谷南		
稲葉地区	2月21日(月)	9:00~11:30	釜ヶ淵・原坪・鹿島 下町・上町		
		13:00~15:30	下馬木(稲葉) 本郷・松原 西部・北原・中央 台宿・下坪 東原・鯉沼 福和田		
壬生地区	2月22日(火)	9:00~11:30	下表町・中表町 下横町・今井 上表町・東下台 城東町・舟町 栄町・仲通町 上通町・駅前 城内・城南		
		13:00~15:30	下馬木(壬生) 西高野 上新町・万町 三好町・旭町 車塚・星の宮 台坪・上坪 前宿坪 田向稻荷内 馬場・原宿 至宝町北・南 六美町南部・中央・北部 緑町・幸町・おちやのまち・いずみ ひばりヶ丘・下台団地・泉宮壬生住宅		
受委託	2月4日(金)	9:00~11:30 および 13:00~15:30	栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室		

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。

※更新手数料420円がかかる方は、つり銭の無いよう御協力をお願いします。

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問合せください。

※新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止のため、マスクの着用及び手指の消毒等の御協力をお願いします。また、発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いいたします。

◎ 問合せ

栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 ☎(23)6882
農業委員会事務局

☎(81)1875 (耕作証明書について)

令和3年11月末現在で**35.19%の方が個人番号(マイナンバー)カード**を取得しています。マイナアシストも始まりましたので、**カードを作られていない方はぜひ身分証明書を持って申請しに来てください！！**



1月個人番号(マイナンバー)カード役場本庁交付日程表

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
		午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	
9	10	11	12	13	14	15
午前9時から 午後4時45分		午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時45分
16	17	18	19	20	21	22
	午前9時から 午後6時30分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	
23	24	25	26	27	28	29
午前9時から 午後4時45分	午前9時から 午後6時30分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	午前9時から 午後4時40分	
30	31	稲葉・南犬飼出張所でも交付を行っています。 ※出張所での交付は完全予約制となりますので、本庁住民課までお電話ください。				
	午前9時から 午後6時30分					

※土・日曜日の交付は完全予約制となります。また、このお時間でのマイナンバーカードの申請とマイナポイントに関するお手続は対応していません。

「マイナ・アシストの導入で役場でのカード申請がもっと簡単になりました!!
身分証明書さえあれば本庁でも出張所でも申請が可能なのでぜひご申請ください」

詳しくは壬生町役場住民課 (☎0282(81)1824) までご連絡ください。

◎問合せ 住民課 ☎(81)1824

受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12月29日から1月3日)は除きます

今月の

壬生論語古義抄

(65)

新しい論語素読のテキスト『壬生論語古義抄』から、
章句を紹介します。

【十八】

子の曰く、其の鬼に非ずして之を祭るは、
諂えるなり。義を見て為ざるは、勇無き
なり。

(為政第二)

先生が言われた。「祭らなくてよい霊を祭るのは、
へつらっている。正しいことを目の前にしても実行し
ないのは、臆病者だ。」

【みぶまるから一言】

この言葉は、「困ったときの神頼みのようなこと
ばかりしてはいけません。普段から正しいと思っ
たことや、やるべきことをしっかりやるのが大切
なんだ。」ということを教えてください。



毎週土曜日午前9時から10時まで、歴史民俗資料館で、こ
の『壬生論語古義抄』を使った素読の教室『壬生論語古義塾』
を開催しています。

令和3年度壬生町男女共同参画講演会

入場料
無料

「木久蔵流 頑張らない子育て」 & 落語

日時

2月13日(日)

午後1時30分～(開場 午後1時)

会場

城址公園ホール(壬生中央公民館)大ホール
壬生町本丸一丁目8番33号

定員

300名 (お電話又は下記二次元バーコードより
お申し込みください)

申込日時

1月6日(木)～25日(火)
午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

対象

どなたでもご参加できます

入場料

無料



申込フォーム



はやし や き く ぞう
【講師】 林家 木久蔵 氏

【講師紹介】

昭和50年9月29日生まれ 東京都出身 玉川大学文学部芸術学科演劇専攻卒業

1995年10月 林家木久蔵(初代)「現・木久扇」に入門

1996年2月 前座入り 芸名「林家きくお」となる。

2007年9月 真打ち昇進に際し、落語界史上初の「ダブル親子襲名」を行い、二代目・林家木久蔵を襲名する。古典落語を中心に演じ、また、講演会では「木久蔵流、コミュニケーション術」「木久蔵流・笑うが一番」等の演題等で行っている。

○託児サービス(要予約)を実施します。

※母子保健推進員又は子育て支援センター登録の元保育士等が対応します。ご希望の方は、事前に生涯学習課にお申し込みください。(1歳以上の未就学児を対象とします)

○駐車場には限りがありますので、なるべく乗り合わせのうえご来場ください。

○発熱等の症状のある方、体調が悪い方は入場をご遠慮ください。また、マスク着用、手指消毒等感染防止対策へのご協力をお願いします。

主催：壬生町女性団体連絡協議会 壬生町教育委員会

◎問合せ 生涯学習課生涯学習係 ☎(81)1873

＝掲載内容は変更の場合がありますので、各問合せ先へご確認ください＝

催し・講座

「福祉・介護職スタート講座」のお知らせ

- 日時 1月15日(土) 午前10時～正午
- 場所 とちぎ福祉プラザ2階 第1研修室(宇都宮市若草1・10・6)
- 内容 ①講話(60分) ②ふりかえり・懇談会(30分)
- 対象 福祉・介護職未経験者興味がある方)や福祉・介護職への就職希望者、他分野からの転職を考えている方、資格を持っているが経験が少ない方など。
- 定員 15名(定員になり次第締切)
- 参加費 無料
- 申込 電話又は申込書に必要事項を記入のうえ郵送・FAX
- 申込み・問合せ (社)栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター ☎028(643)5622 FAX028(623)4963

新年平和祈願

町遺族会では毎年1月1日に慰霊碑にて戦没者の冥福をお祈りし、平和を祈願しています。ぜひご参

列ください。事前のお申込み等は不要です。お供えはご自由にお持ち帰りください。(門松除く)

- 日時 1月1日(土) 午前8時～午後3時
- 場所 町慰霊碑(東雲公園北側)
- 問合せ 健康福祉課社会福祉係 ☎(81)1883

福祉のお仕事フェア(県南エリア)

- 日時 1月22日(土) 午後1時～3時30分(受付は午後3時まで)
- 場所 小山市中央公民館(小山市中央町1・1・1)
- 内容 ①求人事業所との個別面談・相談 ②センター相談員による福祉の仕事に関する相談
- 対象 福祉の仕事をお探しの方、興味、関心のある方
- (令和4年3月卒業見込みの専門学校生、短大生、大学生の方を含む)
- 参加費 無料
- 申込 要参加申込
- 持ち物 履歴書不要・服装自由
- 申込み・問合せ (社)栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター ☎028(643)5622 FAX028(623)4963

第3回危険物取扱者試験

- 試験の種類 甲種・乙種(第1類～第6類)・丙種

○試験日 3月6日(日)

○場所 宇都宮市

○手数料

甲種…6,600円

乙種…4,600円

丙種…3,700円

○願書配布場所

石橋地区消防組合消防本部予防課、各消防署

○書面申請 1月11日(火)～21日(金)

石橋地区消防組合消防本部予防課(一財)消防試験研究センター栃木県支部

○電子申請

1月8日(土)～18日(火)

詳細はウェブサイト

<https://www.shoubo-siken.or.jp/>

○問合せ (一財)消防試験研究センター 栃木県支部

☎028(624)1022

宇都宮市昭和1・2・16 栃木県自治会館1階

「伸びゆく子どもたちの作品展」のご案内
栃木特別支援学校では、児童生徒の作品展示を行います。ぜひ、お出かけください。

○日時 2月5日(土)～7日(月) 午前10時～午後5時(7日は、午後3時30分まで)

○場所 イオンリテール株式会社 イオン栃木店

○主催 栃木県立栃木特別支援学校・栃木県特別支援学校教育振興会

○問合せ 栃木県立栃木特別支援学校 ☎(24)7575

みどりん講座のお知らせ

地球温暖化防止対策と「COOL CHOICE」

地球温暖化防止対策を強化し、安心して生活できるまちづくりを目指すための町民活動団体の役割とは何かを考えます。

○日時 2月1日(火) 午後2時～3時30分

○講師 栃木県地球温暖化防止活動推進センター事務局長 増淵弘子氏

福祉活動とまちづくり
コロナ禍により経済的な負担が増えた家庭が多く、子どもや高齢者などが居場所を失い、長期に及び悩みを抱えた人々がいます。誰もが安心して生活できるまちづくりを目指すための町民活動団体の役割とは何かを考えます。

○日時 2月15日(火) 午後2時～3時30分

○講師 一般社団法人栃木県若年者支援機構代表理事 中野謙作氏

【共通事項】

○会場 生涯学習館講堂

○募集人数 約20名程度

○参加費 無料

○申込期限 1月25日(火)

○申込・問合せ 町民活動支援センターみどりん

☎(21)8731

募集

ゆうがおサッカースクール参加者募集

- 日時 2月19日(土) 【受付】午前9時45分 【スクール】午前10時15分～11時45分(予定)
- 場所 総合公園陸上競技場
- 参加料 会員100円、非会員300円(参加料は当日徴収します)
- 募集期間 1月25日(火)～2月12日(土)
- その他 サッカーボールを各自お持ちください。ない場合は事務局にお申し出ください。
- 申込・問合せ ゆうがおスポーツクラブ(町総合運動場管理棟内) ☎(51)6022
- メール yuugaosc@cc9.ne.jp

町営住宅入居者募集

(8部屋)

○入居者募集住宅

住宅	棟	階数	家賃(円)	間取り	備考
ひばりヶ丘団地 (大字壬生丁281)	2号棟	4階	12,800～ 19,000円	3K (49.9m)	駐車場は1世帯に1台です。 給湯器・浴槽・風呂釜はありません。
	3号棟	3階	13,000～ 19,300円	3K (49.9m)	
下台団地 (駅東町4-24)	3号棟	2階3階4階	15,700～ 23,300円	3K (54.9m)	家賃はあくまで予定 です。家賃算定の結 果この範囲外になる 可能性もあります。 家賃のほか共益費が かかります。
	4号棟	2階3階	18,100～ 26,900円	3K (62.0m)	

○家賃の金額は、最新の所得によって決まります。

○対象

1. 現在同居している、又は同居しようとする親族がある方(3ヶ月以内に結婚、同居する婚約者を含む)

町営住宅に単身で入居を希望する場合の方でも、一定の条件を満たせば申込できます。(下記※参照)

2. 住宅に困窮していることが明らかかな方(申込者又は同居予定の方が住宅を所有している場合は原則として申し込むことはできません)

3. 市町村税を滞納していない方

4. 暴力団員でない方(同居者も含みます)

5. 所定の計算方法により算出した世帯全員の所得額が次の金額以下である方

◇世帯全員の月あたり所得

・一般世帯 158,000円以下
・裁量階層世帯(※参照) 214,000円以下

※満60歳以上である、障害者手帳を持っている、生活保護を受けている等

○申込方法 1月4日以降に建設課住宅係で入居申込書を配布します(土日祝を除く)。

入居を希望される方は、入居申込書に必要書類を添えて次の受付期間中に建設課住宅係まで提出してください。

○受付期間 1月4日(火)～21日(金)午前8時30分から午後5時まで(土日祝を除く)

申込者多数の場合は抽選になります。抽選会は1月24日午前10時から予定しています。

○入居資格など詳しい内容については配布する入居申込案内をご覧ください。

○入居日は2月1日以降になります(事務手続の都合により前後する可能性があります)。

○入居の際には、家賃2ヶ月分の

保証金と連帯保証人が必要となります。連帯保証人は町内に居住している方又は県内に居住している親族の方で1名です。

○問合せ 建設課住宅係

☎(81)1849

令和4年度栃木県地球温暖化防止活動推進員募集中!

栃木県では、地球温暖化に関する普及啓発をボランティアで行う地球温暖化防止活動推進員を募集しています。

○応募資格

①栃木県内に在住する方
②満18歳以上(令和4年4月1日現在)の方
③地球温暖化対策のための活動に熱意と識見を有し、地域で活動できる方

④令和4年度養成研修会に参加された方
○任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年間)

○応募方法 ①研修会申込↓②研修会参加↓③応募用紙提出

※推進員応募のためには研修会への参加が必須です。

○申込方法 下記アドレスに掲載の研修会参加申込書に必要事項を記入の上、1月21日(金)までに栃木県地球温暖化防止活動推進センター宛て申込み。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/suisininpe-j.html



栃木県公式ウェブサイト

○問合せ 栃木県地球温暖化防止活動推進センター
☎028(673)9101

壬生町シルバー人材センター
会員募集中(入会説明会)

年齢を重ねても、まだまだ元気で働きたい意欲のある60歳以上の皆さん、一緒に働きませんか。本センターでは、新規会員への入会説明会を次のとおり開催します。興味をお持ちの方、ぜひお越しください。

なお、次の日程では都合がつかない方はご相談ください。都合のいい日時での入会説明を行います。

○日時 2月1日(火) 午後1時30分～(30分程度)

○場所 壬生町シルバーワークプラザ研修室(町テニスコート南西)

○入会資格

・町内在住の原則60歳以上の方
・健康で、働く意欲のある方(特別な資格などは必要ありません)
・シルバー事業の趣旨を理解し、賛同する方

○説明会内容 入会資格説明

・シルバー事業の趣旨説明・入会申込書の記入方法・質疑(約30分)

※「刃物研ぎ」は、1月・2月は実施せず3月以降に再開となります。

○問合せ (公社)壬生町シルバー人材センター
☎(82)4682 FAX(82)4687



令和3年度合同公売会開催のお知らせ

下都賀管内の県税事務所・各市町で差押動産(二輪車)の合同公売会を開催します。

○日時 2月2日(水) 午後1時から

○場所 下野市役所(下野市笹原26番地)

○対象 ・20歳以上の方・買受人となりえる方(国税徴収法第92条および第108条に該当しない方)
・一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有する方

○定員 なし

○料金 見学は無料

○申込方法 当日会場に直接お越しください

○注意事項 ・公売財産は即日引渡となりますので、当日引取りの

出来る方に限ります。
・お支払いは当日現金のみとなります。

◎問合せ 栃木県事務所 収税課 第一担当 石川
☎(23)3411

令和4年度の健診申込みについて

来月発行の広報みぶ2月号と一緒に、健診のご案内冊子を配布予定です。冊子には、申込み開始日や申込方法、健診内容などを記載しています。ぜひご確認ください。

◎問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)18805

犬の飼い主の皆さんへ

◎犬を家族に迎えたら、まず町に登録をしましょう。

新たに犬を飼う場合（購入、贈与等）、飼い主は犬を飼い始めてから30日以内に町に登録をしなければなりません。（ただし、出生の場合は90日を経過した日から30日以内）（狂犬病予防法第4条）

登録された犬には鑑札が交付されます。鑑札は愛犬の住民票です。もし、愛犬が住所移転や死亡した場合は必ずご連絡をお願いいたします。

◎狂犬病予防注射を受けさせましょう。

狂犬病の予防注射は、日本国内で犬を飼育する場合、年1回必ず受けさせなければなりません。（狂犬病予防法第5条）

狂犬病はとも恐ろしい病気です。狂犬病は、犬に限らずヒトも含め、全てのほ乳類に感染する可能性があります。また、狂犬病は発症すると致死率はほぼ100%。つまり、発症してしまつては、現代の医学では助けることができません。近年、日本での発症例は報告されていませんが、世界的には、毎年、狂犬病により数万人が亡くなっているといわれています。

ほ乳類の密輸等によって狂犬病がいつ日本に入ってくるかわかりません。狂犬病の予防注射は、愛犬を守るだけでなく、人を守るためのものなのです。

◎犬はつないで飼いましょう。

（栃木県条例）

犬は多くの場合、飼い主には従順です。しかし、全ての人に従順というわけではありません。放し飼いやきちんとつないでいなかったがために、飼い犬がほかの人や犬を傷つけた場合、飼い主がその責任をとり、損害賠償をしなければなりません。飼い犬はつなぐか、清潔なおりに入れて飼いましょう。

◎犬のふんは持ち帰りましょう。（壬生町条例）

自分の敷地や家の前に犬のふんが落ちていたら不快に思いませんか？

また、子どもたちが遊ぶ公園で犬がふんをして、誰もそれを片付けなかったらどう思いますか？

犬のふんの持ち帰りは、飼い主が守るべき最低限のルール・マナーです。ふんは必ず持ち帰り、適正に処分しましょう。

◎犬の尿も適切に処理しましょう。（壬生町条例）

他人の家の軒先や電柱などは、臭いが残って迷惑になります。散歩の前には必ず犬の排泄を済ませましょう。尿をしてしまった場合は、水で流し、させる場所を考えて散歩させましょう。

※愛犬は家族の一員です。社会のルールを守って大切に飼育しましょう。

◎犬の登録や狂犬病予防注射についての届出、問合せ

生活環境課環境保全係 ☎(81)18334

◎動物に関するご相談は 栃木県動物愛護指導センター ☎028(684)5458

あき地の管理を徹底しましょう

管理されていないあき地では、雑草が繁茂し、病害虫の発生源

となるばかりか、ごみの不法投棄をされることも多くなります。

また、町内のあき地は「壬生町あき地の環境保全に関する条例」において、適正に管理することが義務づけられています。

あき地は所有者もしくは管理者の責任で管理の徹底をお願いします。

◎問合せ 生活環境課環境保全係 ☎(81)18334

野外焼却（野焼き）は禁止です

家庭から出るごみや事業所から出るごみは、その種類にかかわらず、野外での焼却は禁止されています。

ごみを燃やすとダイオキシンなどの有害物質が発生し、大気汚染の一因となります。

また、異臭や煙で近所に迷惑をかけることになり、火災の原因となることも少なくありません。

ごみを処分する場合は、一般家庭については、決められた日の朝にごみステーションへ出してください。また、事業所については、許可業者に処理を委託してください。

どんど焼きなどの風俗習慣または宗教上の行事や、農業を営むうえでやむを得ない軽微な焼却（※）などを除き、野外焼却は

認められていませんので、絶対に行わないでください。

※農業用塩化ビニール・ポリエチレン類の焼却は認められていません。

◎問合せ 生活環境課環境保全係 ☎(81)18334

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額を証明する書類について

確定申告をされる場合、社会保障料控除の控除額を証明する書類として、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書等が必要となります。

口座振替で納付されている方は、1月下旬までに町税務課から送付する口座振替通知書をお使いください。

また、年金から国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を天引きされている方は、日本年金機構から送付される年金の源泉徴収票をお使いください。

領収書等を紛失された場合は、納付額確認書を発行することができます。運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちのうえ、税務課収税係までお越しください。

◎問合せ 税務課収税係 ☎(81)1816

国民健康保険加入世帯の方へ 国民健康保険税の軽減に は所得の申告が必要です

国民健康保険税は世帯主と加入者全員の所得の合計に応じて、均等割と平等割に2・5・7割の軽減措置があります。

軽減措置の対象となるかどうかの判定のためには、所得が無い等の理由により、確定申告義務の無い方についても、課税される年度の前年1年間の所得の有無について申告していただく必要があります。次の条件に当てはまる方は、国民健康保険税の軽減判定に必要となるため、当該年の1月～12月の所得の有無について、申告をお願いいたします。

○申告が必要な方

- ・国保加入者がいる世帯主の方
 - ・令和3年12月31日時点で19歳以上かつ国民健康保険に加入している世帯員の方
 - ・収入が遺族年金・障害年金等、課税されない年金のみの方（課税対象とならないため、年金事務所よりの報告がありません）
- 申告受付
- ・令和3年1月～12月の間に所得があった方は壬生町又は税務署主催の確定申告会場
 - ・令和3年1月～12月の間に所

得が無かった方は壬生町役場税務課

○申告が不要な方

- ・令和3年12月31日時点で19歳未満の方
- ・収入が給料又は課税対象となる年金のみの方（お勤め先の企業や年金事務所より所得情報の報告があるため、ご本人による申告は不要です。給料と年金両方の収入がある場合は申告が必要となる場合があります。）
- ・所得税法上の被扶養者・控除対象配偶者となっている方
- ・国民健康保険に加入していない世帯員の方（国民健康保険に加入された際には申告が必要となる場合があります）

◎問合せ 税務課諸税係

☎(81)1819・1879

水道課からのお知らせ

○止水栓から宅地内の給水装置の漏水について

壬生町では、止水栓から宅地内の給水装置（給水管、メーターボックス等）については、お客様の管理区分となっております。この部分についての漏水等の修繕は、お客様にご負担いただくこととなりますのでご承知ください。

○水道管の凍結・破裂を防ぎましょう！

水道管の凍結・破裂は、気温が下がらない日が続く時や、

朝の冷え込みが厳しい時に多く発生します。屋外水栓やメーターを保温するなど対策をしましょう。保温するには露出している給水管にタオルを巻く、メーターボックスに発泡スチロールをはじめとする保温材を入れるなどの方法があります。

○お引越しの際には、水道の閉栓手続を忘れずに！

引越しの日が決まりましたら、前もって水道課へ閉栓の手続をしてください。（使用者ご本人からの手続は、電話にてお受けいたします）ご連絡の際は、住所・氏名・引越し日時・引越し先をお知らせください。引越しまでの水道料金（精算分）は、前回の検針日から引越しまでの使用量をもとに計算します。

閉栓のご連絡がないと、水道を使用していなくても、引き続き料金がかかりますので、必ず水道課へご連絡をお願いします。

○放射性物質測定結果について

3ヶ月に1度、水道水の放射性物質を測定しています。結果については、公式ウェブサイトで随時公表しています。

なお、放射性物質は検出されていませんので、安心してご使用ください。

◎問合せ 水道課 ☎(82)2260（徴収事務受託者 ㈱日本ウォーターテックス）

必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も。

栃木県最低賃金は、令和3年10月1日から時間額882円に改正発効されています。

栃木県内の5産業の特定最低賃金は、令和3年12月31日から次のとおり改正発効されます。

- 『塗料製造業 時間額992円』、
- 『はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 時間額939円』、
- 『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額940円』、
- 『自動車・同附属品製造業 時間額947円』、
- 『計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部品製造業 時間額940円』、
- 『各種商品小売業』の令和3年度改正はありません。令和3年10月1日以降、栃木県最低賃金（時間額882円）が適用されています。

◎問合せ 詳しくは、栃木労働局労働基準部貸金室 ☎028(634)9109又は、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

井戸水を使用している公共下水道使用者の方へお願い

井戸水のみの方又は水道水と井戸水を併用して下水道を使用されている方は、ご家族の人数が変更になる際（転入・転出（長期にわたる転勤・遠隔地への入学・介護施設等への入所など）、出生、死亡など）には、すみやかに町下水道課まで「公共下水道使用人数届」をお願いします。

また、井戸水で下水道を使用される方は転入・転出の際には「公共下水道使用届（開始・休止）届」を提出をお願いします。

○井戸水使用者の下水道の使用量の算出のしかた

壬生町では、下水道使用料金を算定する際の基準となる下水道の使用量を、基本的に町の水道の使用水量としますが、水道水以外の水（主に井戸水）を使用されている場合には、次の基準により使用量が認定されます。

①井戸水のみを使用している場合

（1人につき1ヶ月6㎡）

【例】4人家族の場合 6㎡
/人×4人＝24㎡
24㎡が1ヶ月の汚水量と認定されます。

始②井戸水と水道水を併用している場合（1人につき1ヶ月4.4m³水道使用水量）

【例】4人家族で水道使用量が10m³の場合 4[m³/人]×4[人]+10[m³]≒26[m³]
26m³が1ヶ月の汚水量と認定されます。

※下水道使用料は2ヶ月に一度の納付です。

※人員には0歳児も含まれます。

◎問合せ 下水道課業務係
☎(81)1858

新型コロナウイルスを口実にATMへ誘導する還付金詐欺に注意

役場職員を名乗る電話があり「保険料の返金がある」「新型コロナウイルスの影響で返金期限が早まり手続きが本日まで」「や「新型コロナウイルスの影響で65歳以上は銀行に入れない」などと言い「ATMへ行くように」と誘導された。ATMで指定の電話番号に電話し、指示どおりに操作すると返金されるどころか相手にお金を振り込んでしまった。というトラブルの報告があります。

◎対策のポイント

公的機関が還付金をATMで返還することは絶対にありません。「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話は詐欺です。相手にせ

ず、電話を切ってください。不審な電話があった場合は消費生活センターに相談しましょう。

◎問合せ 壬生町消費生活センター ☎(82)1106

「はたちの献血」キャンペーン

毎年冬場から春先にかけては全国的に献血者が減少する上、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、輸血用血液の確保への影響が懸念されています。また、安定的に血液を確保するためには、将来の献血を支える若い皆さんの一層の協力が必要です。

新成人の皆さん、「はたちの記念」に献血に行ってみませんか！

キャンペーン期間中、たくさんの町民の皆さんのご協力をお待ちしています。

※献血バスの予定については、栃木県赤十字血液センターウェブサイト(<https://www.bs.jrc.or.jp/tks/tochigi/>)をご覧ください。

◎期間 1月1日(土)～2月28日(月)

◎献血会場 栃木県赤十字血液センター、うつのみや大通り献血ルーム、県内の献血会場

◎献血のできる方

16歳から69歳までの健康な方（65歳以上の献血については、60～64歳の間に献血経験がある方）

◎新成人の方へ

期間中に400mL献血又は成分献血に御協力いただいた新成人の方にオリジナル記念品をプレゼント！（平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方）

◎問合せ 栃木県赤十字血液センター
☎028(659)0111

介護



オレンジカフェ「なごみ」の開催について

認知症の方やその家族、地域のみなさんが楽しめる場所です。当日は、ボランティアの方によ

る歌や踊り、民話等のレクリエーションも予定しています。（内容はその日によって異なります）お茶を飲みながら、なごみしましょう。

◎日時 1月28日(金) 午前10時～正午

◎場所 町ふれあい交流館（しのめ公園内）

◎参加費 100円

オレンジカフェ「福来」ふつくら」の開催について

認知症の方やその家族、地域住民の方々、専門職等の誰もが参加できる集いの場です。どなたでもお気軽にお越しください。当日はボランティアの方による歌や踊り、民話等のレクリエーションも予定しています。（内容はその日によって異なります）お茶やコーヒーを飲みながら、ほっとひと息しませんか。

◎日時 1月16日(日) 午前10時～正午

◎参加費 100円

◎場所 デイサービスセンターしもつけ荘 ホール

令和3年度 第5回介護者サロンの開催について

家族を介護する方が、悩みや不安を、安心して話をしたり、情報交換をする場として、介護者サロンを開催しています。介護者の方

同士で自分の体験について話し合い、励ましあい、親睦を深めることで、より良い介護をめざしていきませんか？

《活動内容》

介護者サロンでは参加者の話を聞いたり、自分の体験を話したりしています。（自分から話をするのが苦手な方でも、話を聞く、情報をもろうことを目的に参加できます）

また、町職員、地域包括支援センター職員も出席していますので、介護サービスについての悩みなどがございましたらお話しください。※介護者サロンで話された内容を他に話すことはありません。

◎日時 2月4日(金) 午前10時～11時45分

◎場所 ふれあい交流館（しのめ公園内）

◎参加費 無料

◎申込 2月2日(水)までに電話申込み

《共通事項》
◎申込・問合せ 健康福祉課介護保険係

☎(81)1876、1877

壬生北地区地域包括支援センター ☎(86)3579

壬生南地区地域包括支援センター ☎(82)2119

町社会福祉協議会 ☎(82)7899

家庭介護者教室のおしらせ 介護と健康の両立、心を 軽くする介護のコツとは

○講師 社会福祉士事務所
ぶどうの木所長 池澤育子氏

○日時 1月26日(水)

午前10時～正午

○場所 大字壬生甲2224番地
1 グループホーム元氣 地域交
流室

○対象 町内在住、又は町内在勤
の高齢者を介護している方やご家
族、興味関心がある方。(定員20
名程度)

○申込 1月20日(木)までに申込
み

○申込・問合せ

壬生南地区地域包括支援センター

☎(82) 2119

第一回地域づくり勉強会 (壬生中学校区)の開催 について

急速に高齢化が進行するなか、
誰もが安心して、最後まで住み慣
れた地域で暮らして行くためには、
お互いに「ささえあう」地域づく
りが必要です。

これからの「ささえあう」地域
づくりを考えるため、地域づくり
勉強会を企画しました。まずは、
日頃の生活で感じていること、ご
近所で気になる人、今後の不安な
などを共有することから始めたいと

考えていますので、ぜひ、お気軽
にご参加ください。

○日時 2月19日(土) 午前10時
～正午

○場所 生涯学習館 講堂

○対象 壬生南地区地域包括支援
センター圏域(壬生中学校区)に
お住まいの方。

○申込 事前申込み不要。当日会
場までお越しください。

○申込・問合せ

健康福祉課介護保険係

☎(81) 1876、1877

壬生南地区地域包括支援センター
☎(82) 2119

介護認定者の方へ障害者 控除対象者認定書を交付 します

障害者手帳の交付を受けていな
い65歳以上の高齢者で身体障がい
者、又は、知的障がい者に準ずる
方について、介護保険の要介護認
定の資料をもとに、障害者控除の
対象になるかどうかを判定し、認
定書を交付します。

所得税や町・県民税の申告をす
る際にこの認定書を提示すると、
障害者控除控除を受けることがで
きます。

○申請手続

本人又は家族からの申請が必要
です。健康福祉課介護保険係の窓
口で申請してください。また、郵
送でも受け付けます。(申請書は

公式ウェブサイトからダウンロード
可)

認定書及び非該当通知書は後日
発送します。

※対象者に対しての個別通知はあ
りません。

「精神障害者保健福祉手帳・療育
手帳・身体障害者手帳の交付を受
けている方」また、「本人又は扶養

◎障害者控除対象者認定基準 (令和3年12月31日基準)
(令和3年中に対象者が死亡している場合は死亡日)

控除区分	判定基準
障害者控除	要介護認定が要介護1以上であり、次の1、2のいずれかに該当する方 1 介護認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度」がAランク該当 2 介護認定調査票の「認知症高齢者等の日常生活自立度」がII a又はII bランク該当
特別障害者控除	要介護認定が要介護1以上であり、次の1、2のいずれかに該当する方 1 介護認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度」がB又はCランク該当 2 介護認定調査票の「認知症高齢者等の日常生活自立度」がIII aからMランクまでのいずれかに該当

者が非課税で税の申告が必要のな
い方」は申請の必要はありません。

○問合せ 健康福祉課介護保険係
☎(81) 1876、1877

おむつ代の医療費控除の ための確認書を交付します

おむつ代が医療費控除の対象と
認められるためには、医師の発行
した証明が必要とされており、次
の①及び②に該当する方は、壬生
町が発行する「主治医意見書確認
書」により代用することができま
す。

①おむつ代について、医療費控除
を受けるのが2年目以降

②おむつを使用した方が介護保険
要介護認定者等で、壬生町が医師
の証明に代わる内容を確認できる
場合(介護保険認定審査資料主治
医意見書にて「ねたきり」かつ「尿
失禁有」を確認)

確認書が必要な方は、印鑑をご
持参のうえ健康福祉課で手続をし
てください。

※おむつ代の医療費控除を受ける
のが初めての方は、医師が発行す
る「おむつ使用証明書」が必要に
なります。税務課で白紙の「おむ
つ使用証明書」を受け取り、主治
医の先生にご相談ください。(証
明書の発行に際しては費用がかか
ります)

※「本人又は扶養者が非課税で税

の申告が必要のない方」は、手続
の必要はありません。

○問合せ 健康福祉課介護保険係
☎(81) 1876、1877



令和4年度壬生町奨学生 募集

町では、経済的に困窮している
世帯で高等学校に進学を予定して
いる方に奨学金を給付します。

○対象

・令和3年度壬生町立中学校の卒
業生で高等学校に進学を予定して
いる方
・学習への取組及び行動状況共に
良好な方

・経済的な理由により修学困難な
方と選考委員会が認める場合

○給付年額
県立高校5万円 私立高校10万円

○応募期間 1月14日(金)～2月
18日(金)

○願書配布先及び応募方法

町内中学校にある奨学資金支給
申請書等に必要事項を明記し、必
要書類を用意したうえで、中学校に
提出

○問合せ 学校教育課

☎(81) 1870

児童館からのお知らせ

はじめての児童館

児童館をはじめて利用する親子を応援します。

- 日時 1月19日(水) 午前10時～11時
- 内容 利用案内・読み聞かせ・クラフトタイム・自由遊び
- 対象 はじめて児童館を利用する親子
- 申込 前日までに電話で申込み

マミータイム【つまみ細工ストラップ・ヘアピン】

小物づくりをきっかけに子育て・ママ友づくりを応援します。

- 日時 1月21日(金)
午前9時30分～10時30分 4組
午前10時30分～11時30分 4組
- 内容 クラフトタイム・読み聞かせ・自由遊び
- 対象 未就園児親子 8組
- 申込 前日までに電話で申込み
*申込み人数により、時間調整をする場合があります。



未就園児親子教室【ミッキータイム】

- 日時 1月14日(金)・2月4日(金)
①午前9時30分～10時30分 6組
- 内容 体操・製作・季節の遊び・読み聞かせ
- 対象 1歳3ヶ月以上の未就園児と保護者
(なかよしルーム会員以外の方)
- 申込 前日までに電話で申込み

児童館『節分会』参加者募集

- 日時 1月29日(土)
①午前9時30分～10時30分
未就学児(1歳児以上)親子15組
②午前11時～正午
小学生20名
- 内容 節分のお話、ゲームなど
- 対象 未就学児(1歳児以上)親子15組
(未就学児の保護者は、子どもひとりにつき1人まで) 小学生20名
*時間、人数制限を設けての開催となります。町内在住の方に限ります。
- 参加費 100円
- 申込 1月5日～1月21日
*申込期間中に参加費を添えて直接児童館までご来館ください。定員になり次第締切。
キャンセルの返金は1月28日(金)まで可。
中止の場合は、参加費は返金します。

《共通事項》

- 場 所 壬生町児童館
- 問 合 せ こども未来課児童館 ☎(82)7388

子育て支援センターひよこからのお知らせ

「口の発達と上手な食べさせ方」講習会 参加者募集

食事を通して嘔むことの大切さや嚥下の仕組み、あごの発達について乳幼児期の口に関するお話です。お子さんと一緒に参加してみませんか？

- 日時 1月20日(木) 午前10時～11時30分
- 場所 子育て支援センターつばめ
- 講師 歯科衛生士 横井希光子氏
- 対象 4カ月～1歳くらいまでの乳児とその保護者及び妊婦の方(町内在住)

- 募集人数 7組
- 参加費 無料
- 持ち物 マスク着用・ハンカチ・バスタオル(ねんね期の赤ちゃん)お気に入りのおもちゃ・水分補給用飲み物(ミルク等)・ウェットティッシュ・ゴミ袋等

『ベビトレヨガ教室』参加者募集

脳科学に基づき成長に合わせて赤ちゃんと一緒にヨガを楽しみながら、産後のお母さんの心と身体のケアもしましょう。

- 日時 1月24日(月) ①②各コース5組
①午前9時30分～10時40分
②午前10時30分～11時40分
- 場所 児童館
- 講師 山中志穂氏
- 対象 生後2か月～1歳前後(町内在住)
- 参加費 無料(年1回のみの参加)
- 持ち物 マスク着用・バスタオル・汗拭きタオル・水分補給用飲み物

《共通事項》

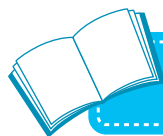
- 申込 1月5日(水)～定員になり次第締切(電話で受付)
- 問 合 せ 子育て支援センターひよこ ☎(82)3309
(午前9時～午後4時30分まで)

子育て支援センターつばめからのお知らせ

「親子ピクス」参加者募集

親子で参加できる簡単なエアロピクスです。親子で触れ合いながらの運動遊びや大人も動いてリフレッシュできる内容です。コロナ疲れや運動不足の解消にもなります。是非ご参加ください。

- 日時 2月19日(土) 午前10時～正午
- 場所 子育て支援センターつばめ
- 講師 OKJエアロビクファミリー認定インストラクター 大橋光子氏
- 対象 町内在住の0歳～就学前のお子様とその保護者・家族
- 定員 親子10組(20人まで)
- 参加費 無料
- 持ち物 ヨガマット又は大判のバスタオル、汗拭きタオル、水分補給用飲み物
- 申込 1月17日(月)～定員になり次第締切(電話や来所にて受付)
- 問 合 せ 子育て支援センターつばめ ☎(86)0132
(午前9時～午後4時30分まで)



図書館からのお知らせ

○移動図書館 (BM) 1月の日程

13日(木)	羽生田小学校	13:00~14:00
14日(金)	藤井小学校	13:00~14:00
18日(火)	壬生北小学校	13:00~14:00
19日(水)	安塚小学校	13:00~15:00
20日(木)	壬生東小学校	13:00~15:00
21日(金)	稲葉小学校	13:00~14:00
25日(火)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同 組合北側駐車場)	14:00~16:00
27日(木)	睦小学校	13:00~15:00

○移動図書館 (BM) 2月の日程

4日(金)	藤井小学校	13:00~14:00
9日(水)	安塚小学校	13:00~15:00
10日(木)	羽生田小学校	13:00~14:00
15日(火)	壬生北小学校	13:00~14:00
18日(金)	壬生東小学校	13:00~15:00
22日(火)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同 組合北側駐車場)	14:00~16:00
24日(木)	睦小学校	13:00~15:00
25日(金)	稲葉小学校	13:00~14:00

おはなし会1・2月の日程

図書館では、スタッフ・ボランティアによる子ども向けの読み聞かせを開催しています。

・おはなしひろば

1月8日(土)、15日(土)・22日(土)

2月5日(土)・12日(土)・19日(土)・26日(土)

午後2時~2時30分

※1月29日(土)は「冬のおはなし会」を午後2時から行います。

・親子おはなし会

(3・4・5才向け)

1月8日(土)・2月12日(土)

午前11時~11時30分

(0・1・2才向け)

1月20日(木)・2月17日(木)

午前11時~11時30分



図書館キャラクター：ミブラ

冬のおはなし会「冬はたのしい!!」

ほかほか、わくわくする楽しい冬のおはなし会です!

○日 時 1月29日(土) 午後2時~2時30分

○読み手 図書館読書ボランティア

「おはなしアライグマ」

○申 込 不要(当日直接図書館に来館ください)

《共通事項》

○場 所 図書館2階 会議室

◎問合せ 町立図書館 ☎(82)8543



とちぎわんぱく公園イベント情報



No.	タイトル名	日にち/期間	時 間	対象	定員	参加費	申込期間/方法
1	新春 國學院大學栃木高等学校 書道部作品展	1/2(日)~ 1/31(月)	9:30~16:30	どなたでも	なし	観覧無料	期間中会場にて自由観覧 ※火曜日休館日(祝日の場合は翌日休館)但し1/4は開館
2	親子で『ご飯茶碗』を つくろう	1/16(日)	10:00~12:00 13:00~15:00	小学生の親子 (2人1組)	各回5組	1,000円 (1組)	12/16(木)9:00~ 電話か来所にて(先着順)
3	自然素材で 森の動物をつくろう	1/29(土)	10:00~12:00 制作終了後、順次解散	どなたでも (付添は2人迄)	4~6組 (入室制限 12名)	300円 (1個)	12/26(日)9:00~ 電話か来所にて(先着順)
4	大人の陶芸教室『電動ロク 口・釉掛け』 *連続講座	①2/5(土) ②2/26(土)	①9:30~11:30 ②13:00~15:00	両日参加可能 な大人	①② 各6名	各日 1,000円	1/5(水)9:00~ 電話か来所にて(先着順)
5	鳥を見よう	2/11(金祝)	9:00~11:00	小学3年生以上	8名	無料	1/11(火)9:00~、 電話か来所にて(先着順)
6	バレンタイン サイコロチャレンジ	2/11(金祝) ~2/14(月)	9:30~15:30 ※ふしぎの船開館 時間中	ふしぎの船に入館 した小学生以上	なし	無料 ※入館料は 掛かります	期間中会場へ ※火曜日休館(祝日の場合は翌日休館)
7	ひな壇飾りの展示	2/11(金祝) ~3/3(木)	9:30~16:30 ※3月は17:00迄	どなたでも	なし	観覧無料	期間中会場にて自由観覧 ※火曜日休館日(祝日の場合は翌日休館)

◎場所・問合せ とちぎわんぱく公園 ☎(86)5855

— 掲載内容は変更の場合がありますので、各問合せ先へご確認ください —

各 種 相 談

心配ごとと特別相談（弁護士相談）

日 時	1月13日(木) 午前10時～正午	2月10日(木) 午前10時～正午
場 所	壬生町シルバーワークプラザ (シルバー人材センター和室)	
相談員	弁護士	
申込方法	電話予約受付（先着順）	
申込日	1月11日(火) 午前8時半～	2月7日(月) 午前8時半～
対 象	町内在住 各回5名 同一の内容の相談は一回限り	
その他	国が設立した法律相談機関『法テラス栃木』 もご利用ください。 ☎050(3383)5395	
申込み 問合せ	(福)壬生町社会福祉協議会 ☎(82)7899	

療育手帳をお持ちの方へ（18歳以上）
～巡回相談（動く知更相）について～

日 時	3月8日(火)
場 所	栃木市保健福祉センター (栃木市今泉町2-1-40)
相談内容	栃木県障害者総合相談所へ来所が困難な方 (在宅生活者)の利便性を考え、栃木市保健福 祉センターにて、療育手帳の再判定のほか、 処遇相談、生活相談等について下記日程のと おり実施しています。ただし、新型コロナウ イルス感染リスクを軽減するため、当面の間、 昨年に引き続き、原則「書類判定」により実 施します。※状態の変化により程度変更が見 込まれる場合などは面談が必要になります。
予約方法	予約制です。約1ヵ月前までに、町健康福 祉課障がい福祉係へお申込みください。
必要なもの	①療育手帳（身体障害者手帳、精神保健福祉 手帳もお持ちの場合は、持参願います） ②生活状況調書（町公式ウェブサイトでごウ ンロードできます）
申込み 問合せ	健康福祉課障がい福祉係 ☎(81)1883 FAX(81)1121

人権・行政相談
毎月第3木曜日定期相談

日 時	1月20日(木) 午後1時30分～4時
場 所	役場別館ひばり館A会議室
相談内容	「人権相談」家庭生活や社会生活を営むうえで、 自分の力では解決できない人権問題等。 相談員は人権擁護委員 「行政相談」医療保険、年金、道路等、行政 についての苦情、要望等。相談員は本町の 下記行政相談員 相田喜久夫氏 ☎(82)0603 桑川 元一氏 ☎(86)3869
その他	相談無料・秘密厳守 お気軽にご相談ください。 予約は必要ありませんが、事前予約を推奨します。
申込み 問合せ	人権相談…生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826 行政相談…総合政策課情報デジタル係 ☎(81)1814

税理士会が行う
還付申告無料税務相談

日 時	2月2日(水)
場 所	税理士会栃木支部各会員事務所
相談員	税理士
相談内容	所得金額300万円以下の給与所得者及び年金 受給者で、少額の還付申告相談（内容により 有料になる可能性もあります）
その他	新型コロナウイルス感染症の防止のため今回 の相談は原則電話相談
申込み 問合せ	税理士会栃木支部 ☎(24)4861

身近なことで困っていることはありませんか？
人権相談所を開設します

日 時	2月1日(火) 午前9時30分～正午
場 所	役場ひばり館A会議室
相談員	人権擁護委員
相談内容	相談内容は秘密が守られ、相談料は無料です。 皆さんの毎日の生活の中で、「これは人権問 題ではないだろうか?」と感じたり、「どこ に相談すればいいのだろうか?」と思悩むこ とがあれば、お気軽にご相談ください。 法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が皆さ んと一緒に問題解決のための方法を考えます。
申込み 問合せ	生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826

消費生活相談

日 時	月～金曜日 (土・日曜日、祝日および年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所	消費生活センター（役場生活環境課内）
相談員	消費生活相談員
対 象	町内在住者
申込み 問合せ	壬生町消費生活センター ☎(82)1106

電話・インターネットによる人権相談

みんなの人権110番	☎0570 (003) 110
子どもの人権110番	☎0120 (007) 110
女性の人権ホットライン	☎0570 (070) 810
インターネット人権相談窓口	https://www.jinken.go.jp

※受診する際は、事前に電話確認をしてお出かけください。



夜間・休日の診療機関



◆壬生町在宅当番医 9:00~17:00

日付	病院名	診療科目	住所	電話番号
1月1日	大橋内科クリニック	内・小児	福和田1003-1	☎82-8522
1月2日	かとう小児科	内・小児	落合3-7-30	☎82-7576
1月3日	グリーンクリニック	内	緑町3-19-15	☎86-3966
1月9日	石田消化器科・内科クリニック	内	壬生丁259-7	☎82-7877
1月10日	福井セントラルクリニック	内・小児	おもちゃのまち2-4-8	☎86-6624
1月16日	大久保クリニック	内	落合3-4-7	☎81-0880
1月23日	壬生東診療所	内	藤井1285-14	☎82-5800
1月30日	荒川内科クリニック	内	安塚1184-10	☎86-0501
2月6日	にしやま内科クリニック	内	安塚765-15	☎86-6000

◆栃木地区急患センター 栃木市境町27-15 ☎(22)8699

診療日時	診療科目
平日(月~土曜日)	19:00~22:00 内科(小児を含む)のみ
休日(日曜日)	内科 9:00~21:00 外科 9:00~17:00 小児科 18:00~21:00
休日(祝日・年末年始)	内科(小児を含む)・外科 9:00~21:00

◆とちぎ救急医療電話相談

急な病気やけがについて、経験豊富な看護師が相談に応じます。

〔子ども〕月曜日~土曜日 18:00~翌朝8:00 〔大人〕月曜日~金曜日 18:00~22:00
日曜日・祝日 24時間 土曜日・日曜日・祝日 16:00~22:00
☎028(600)0099 プッシュ回線#8000 ☎028(623)3344 プッシュ回線#7111

「自殺予防いのちの電話」

日時 毎月10日 午前8時 ~ 翌日11日 午前8時の24時間

相談内容 自殺予防相談(死にたい、死のうと思っている。生きている意味がないなど。)

相談番号 0120-783-556 *通話料無料



こころの相談@とちぎ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、心に不安がある方や悩み、ストレスがある方に対してLINEを使用した相談を行っています。

相談時間 15時~22時まで(最終受付:21時まで)(土日祝日含む)

相談方法 本相談は「LINEアプリ」を使用します。
2次元コードを読み取るか、URLを入力して登録してください。
URLはこちら→<https://lin.ee/mEQ70Cr>



壬生町防災行政無線システムについて

放送内容の確認(電話応答装置)

「放送されていることに途中で気付いた」「風が強くて放送内容がよく聞こえなかった」という場合は、次の番号に電話すると放送内容を聞くことができます。

電話番号 0282-82-9000

防災メールの配信

役場にて放送した拡声子局からの案内と同じ内容を、携帯電話やパソコンなどにメールで配信します。
事前登録が必要ですので、次により登録ください。登録方法は、携帯電話・パソコンなどから右記2次元コードや下記URLへアクセスしてください。
・URL <http://www.bousai-mibu.jp/mail/pub/>

・2次元コード



壬生町防災行政無線に関するお問合せは

総務課 消防防災係 ☎81-1808

— 掲載内容は変更の場合がありますので、各問合せ先へご確認ください —

1月16日～2月15日

イベントの開催状況については、町の公式ウェブサイトを確認するか、各担当課にお問合せください。

1月

日	曜	こども（行事名）	おとな（行事名）
16	日		
17	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00本庁住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
18	火	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・きらきらコース）（9：30～児童館） 乳幼児健診（1歳6か月）（13：00～壬生町稲葉地区公民館）	
19	水	はじめての児童館（10：00～児童館） なかよし相談（9：30～壬生町稲葉地区公民館） おっばい相談（10：00～壬生町稲葉地区公民館）	
20	木	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・にこにこコース）（9：30～児童館）	人権・行政相談（13：30～ひばり館A会議室）
21	金	マミータイム（9：30～児童館） 離乳職教室（9：50～稲葉地区公民館）	
22	土		
23	日		
24	月	ペビトレヨガ教室（9：30～児童館）	窓口業務時間延長日（17：15～19：00本庁住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
25	火	乳幼児健診（3歳児）（13：00～壬生町稲葉地区公民館）	
26	水		
27	木	ベビーチャピィー（成長記録会）（9：30～子育て支援センターつばめ）	
28	金	チャピールーム（成長記録会）（9：30～子育て支援センターつばめ）	
29	土	節分会（9：30～児童館） ベビーチャピィー合同（9：00～子育て支援センターつばめ）	
30	日		
31	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00本庁住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課） 1月納税等納期限 12・1月分上下水道料金口座振替日

2月

1	火	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・きらきらコース）（9：30～児童館） 乳幼児健診（4か月児）（13：00～壬生町稲葉地区公民館）	シルバー人材センター入会説明会（13：30～壬生町シルバーワークプラザ研修室）
2	水	おっばい相談（10：00～壬生町稲葉地区公民館）	
3	木	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・にこにこコース）（9：30～児童館）	
4	金	ミッキータイム（9：30～児童館）	
5	土		
6	日		
7	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00本庁住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
8	火	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・きらきらコース）（9：30～児童館）	
9	水		
10	木	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・にこにこコース）（9：30～児童館）	12・1月分上下水道料金納期限（納付書）
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00本庁住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
15	火	乳幼児健診（10か月児）（13：15～壬生町稲葉地区公民館）	

毎月第3日曜日は家庭の日です。

毎月第3日曜日は
ふれあい育む
家庭の日
この機会に家族の絆を深めてみませんか？
※一部施設で優待制度があります。（詳細は県HP参照）
◎問合せ 教育委員会事務局生涯学習課 ☎81-1873



1月の納税等

- 町県民税……………（4期）
- 国民健康保険税……………（7期）
- 介護保険料……………（7期）
- 後期高齢者医療保険料……………（7期）

納期限 1月31日(月)

下水道普及啓発ポスター 入賞作品が決定しました

栃木市・壬生町の小学4年生の多数の応募作品の中から、県都市整備課長賞に安塚小学校の多田有姫奈さんが選ばれました。また、優秀賞に壬生小学校と壬生東小学校からそれぞれ2作品選ばれ、優良賞に壬生小学校から4作品、安塚小学校から3作品、藤井小学校・壬生東小学校・壬生北小学校からそれぞれ1作品が選ばれました。



安塚小学校4年 多田 有姫奈

子育て支援センター ひよこ・つばめの活動紹介

穏やかな晴天に恵まれた11月11日。ひよこつばめが募集した12組の親子(25名)と一緒におもちゃ博物館に遊びに行きました。館内では、きんぐとくいんの大型遊具やおもはく広場のプラレールなど、それぞれが好きなおもちゃや好きな場所で遊びました。子どもが笑うとママも自然に笑顔になってすてきな笑顔があふれる空間になりました。

おもちゃ博物館



ひより 陽和ちゃん (H26.12.3生)
えびさわはやと 海老沢 駿仁くん (H25.1.9生)
ひろと 優仁くん (H28.11.22生)



さむら りく 澤村 玲空くん (H30.1.31生)
れい 怜くん (R2.11.30生)



かわた ゆずちゃん (R3.1.27生)



たか いと 田中 絃音ちゃん (R3.1.10生)



ささき ななと 三枝 虹翔くん (H28.1.23生)



はまの ゆいな 濱野 結菜ちゃん (H31.1.23生)



わたなべ そうた 上) 渡辺 奏太くん (H25.1.22生)
りょうた 下) 陵太くん (R3.1.26生)



ひな 陽菜ちゃん (H26.8.13生)
あさき ふうか 青木 風薫ちゃん (H30.1.11生)



もとやす じん 本保 仁くん (H30.1.25生)



みんなの広場

わが家の アイドル

今回は3月生まれのアイドルを募集します。締切 1月24日(月)

- 【必要事項】 氏名(ふりがな)(複数のアイドルが写っている場合はそれぞれ分かるように明記してください)、保護者名、生年月日、住所、電話番号
- 【申込方法】 町公式ウェブサイトの、わが家のアイドル入力フォーム <https://www.town.mibu.tochigi.jp/docs/2014122100034/> から申込みができます。役場総合政策課、稲葉・南犬飼出張所、子育て支援センターでも受付けています。
- 【申込先】 壬生町総合政策課情報デジタル係 〒321-0292 壬生町通町12-22 Eメールアドレス sougo@town.mibu.tochigi.jp
- 【備考】 壬生町在住に限ります。写真は掲載後、原則お返しできませんのでご了承ください。また、町子育てサイトのトップページにも写真を掲載します。



—お詫びと訂正— 広報みぶ12月号について以下のとおり訂正いたします。

①16ページ「とちまる安心認証」の記事にて、ダンデライアンの住所「宇塚1095-11」と記載がりましたが、正しくは「大字安塚1095-11」でした。

②27ページ「第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」リハ-サル大会 兼 第18回栃木県障害者スポーツ大会参加選手募集」の記事にて、「関東ロック」と記載がりましたが、正しくは「関東ブロック」でした。

お詫びして訂正いたします。

【まちのうごき】 ●総人口 38,835人 (-16) 男 19,267人 (-10) 女 19,568人 (-6) ●総世帯 16,193 (+2) ()内は前月比 令和3年度11月末現在

広報みぶ 1月号

No.752
令和4年1月1日発行

発行人/壬生町役場 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 編集/総務部総合政策課情報デジタル係
電話0282-81-1814 FAX0282-82-8262 町公式ウェブサイト <https://www.town.mibu.tochigi.jp>

環境保護のため再生紙を使用しています。